

袖ヶ浦市子育て応援プラン (第3期) (案)

令和7(2025)年3月(策定予定)
袖ヶ浦市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の策定体制	4

第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

第1節 こども・子育て家庭の状況.....	5
第2節 市と地域の状況	14
第3節 地域における子育て支援事業の利用状況	19
第4節 ニーズ調査結果からみた市民の意向	29
第5節 子育て応援プランの進捗状況と今後の課題	39

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	49
第2節 計画推進のための基本的視点.....	50
第3節 施策体系.....	51
第4節 指標の設定	52

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域における子育て支援の充実.....	53
基本目標Ⅱ 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進	57
基本目標Ⅲ こどもが健やかに育つ教育環境の整備	59
基本目標Ⅳ 安心して子育てができる環境の整備.....	61
基本目標Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進	63
基本目標Ⅵ 配慮を必要とするこども・子育て家庭への支援体制の整備	65

第5章 教育・保育の内容と供給体制

1 教育・保育提供区域の設定	69
2 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス	70
3 教育・保育の量の見込みと提供体制	72
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	75
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制.....	94
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	94
7 放課後児童対策	95

第6章 計画の推進体制

1 計画推進体制の構築	99
2 関係機関との連携強化	99
3 計画の内容と実施状況の公表	99
4 事務・事業評価と事業の見直し	99

資 料 編

1 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例.....	101
2 袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会設置要領	103
3 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議委員名簿.....	105
4 計画の策定経緯	106

【こどもと子どもの表記について】

「こども」の表記は、こども基本法にならって、原則として「子ども」ではなく、「こども」としています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など、法令に根拠がある用語のほか、アンケートの質問項目等を引用する場合、既存の事業名や固有名詞として用いる場合などは「子ども」を用いています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

国は、依然続く少子化の進行等を踏まえ、多様化する子育てに関する諸問題に対応するため、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(こどもまんなか社会)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための取組を始めました。

そのための新たな司令塔として、令和5年4月に、こども家庭庁を創設しました。

袖ヶ浦市においても子ども・子育て関連3法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を一体的に進める「袖ヶ浦市子育て応援プラン」を2期にわたって策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的に推進してきました。

一方、核家族化の進展や、地域のつながりのさらなる希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の変化により、子育てに対する不安や負担、孤立感が高まっており、こどもや子育て家庭を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況の中で、未来の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体でこども施策を総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和5年4月に施行され、子ども・子育て支援は新たな段階へと進んでいます。

本市では、このたび「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)」が令和6年度でその計画期間を終了することから、これまでの取組を振り返るとともに、本市における今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を総合的かつ強力に推進していくため、新たに「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」の内容を包含し、本市のすべてのこどもと子育て家庭を対象とした、子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置づけるものです。

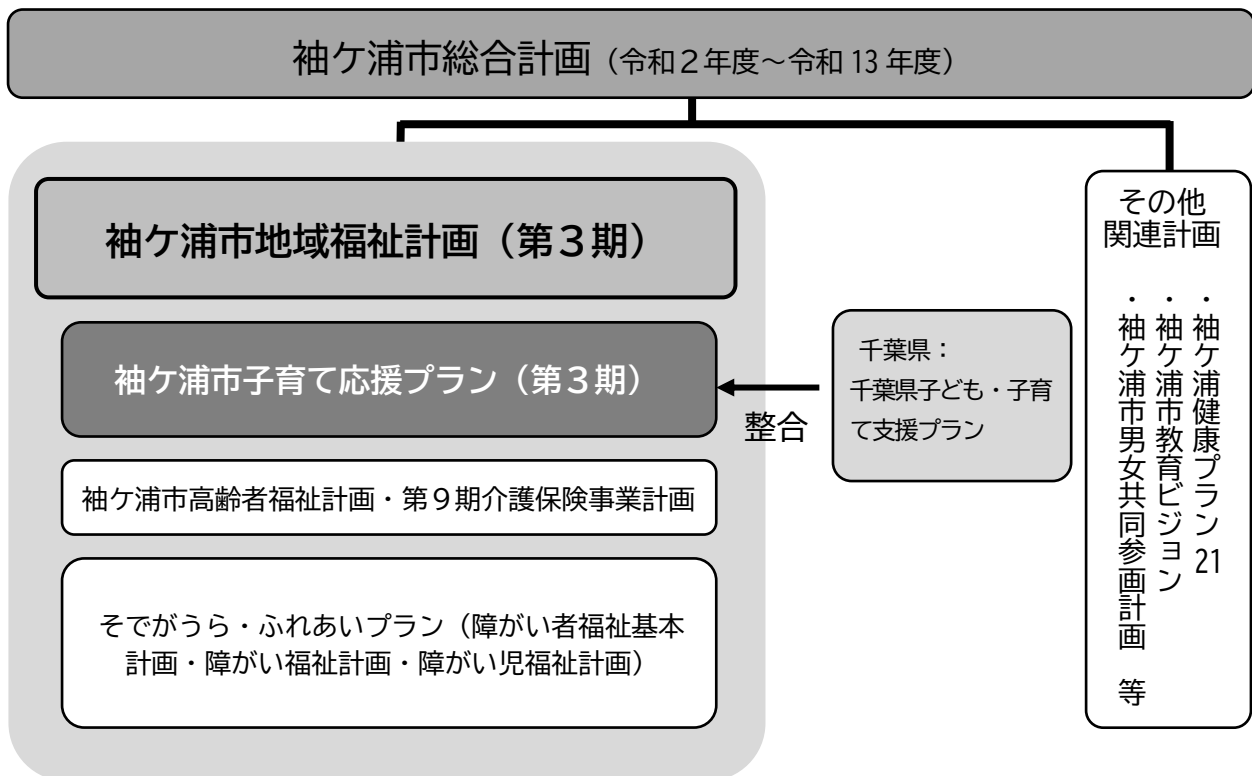
子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の根拠法、位置づけ等

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
位置づけ	幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とし、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための計画
内容	基本的に就学前のこどもと小学生を対象にし、教育・保育提供区域(以下、この表内で「区域」という。)ごとの幼児教育・保育の各事業の見込量とその確保方策等について定める計画 【記載事項(必須)】 ○区域の設定 ○区域ごとの教育・保育のニーズ量の見込み、提供体制確保の内容及び実施時期 ○区域ごとの地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み、提供体制確保の内容及び実施時期 ○教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の確保の内容 ○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容 【記載事項(任意)】 ○計画の目的、理念、期間、達成状況の点検及び評価等 ○産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項 ○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項 ○ワーク・ライフ・バランスの推進に必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	18歳未満程度までのこどもを対象とする、子育て支援・母子保健・教育・住宅等を含む広範な政策についての計画 【記載事項】 次世代育成支援対策の実施内容及び実施時期と、これにより達成しようとする目標 ○地域における子育ての支援 ○母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 ○こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ○子育てを支援する生活環境の整備 ○その他の事項(結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進、こどもの安全の確保、要保護児童への対応きめ細やかな取組の推進)

(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、まちづくりの基本となる「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、福祉分野における「袖ヶ浦市地域福祉計画(第3期)」のほか、その他の関連計画との整合性を図りながら、施策を推進していきます

上位計画・関連計画との連携



第3節 計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
袖ヶ浦市子育て応援プラン (第2期)					袖ヶ浦市子育て応援プラン (第3期)				
				見直し					見直し

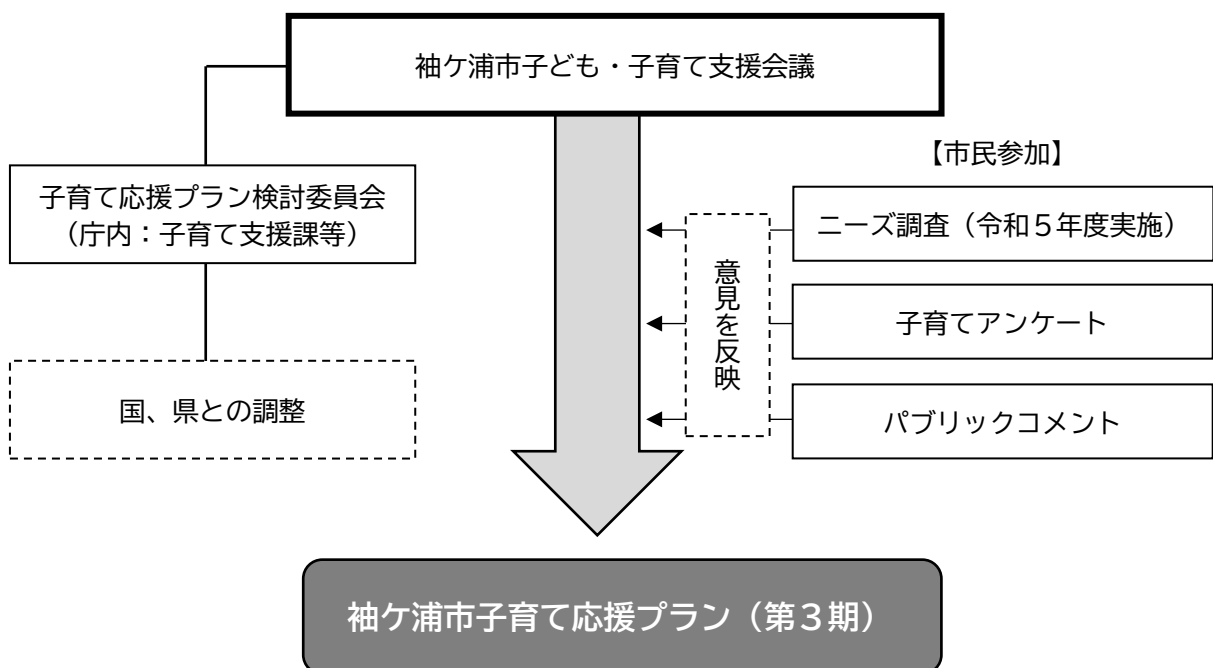
第4節 計画の策定体制

本計画は、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域のこども・子育て分野に関わる委員で構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」における議論を中心に策定しました。

また、袖ヶ浦市子育て支援課を中心に、国や県との調整を行いつつ、庁内の関係各課で構成する「子育て応援プラン検討委員会」において検討及び協議を行い、策定に向けて取り組みました。

次世代育成支援行動計画の事業評価については、子育てアンケート(市民意識調査)により施策ごとに経年的に測定することで、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の評価を行いました。また、令和5年度に実施したニーズ調査などから、地域における子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を計画に反映しました。

計画の策定体制



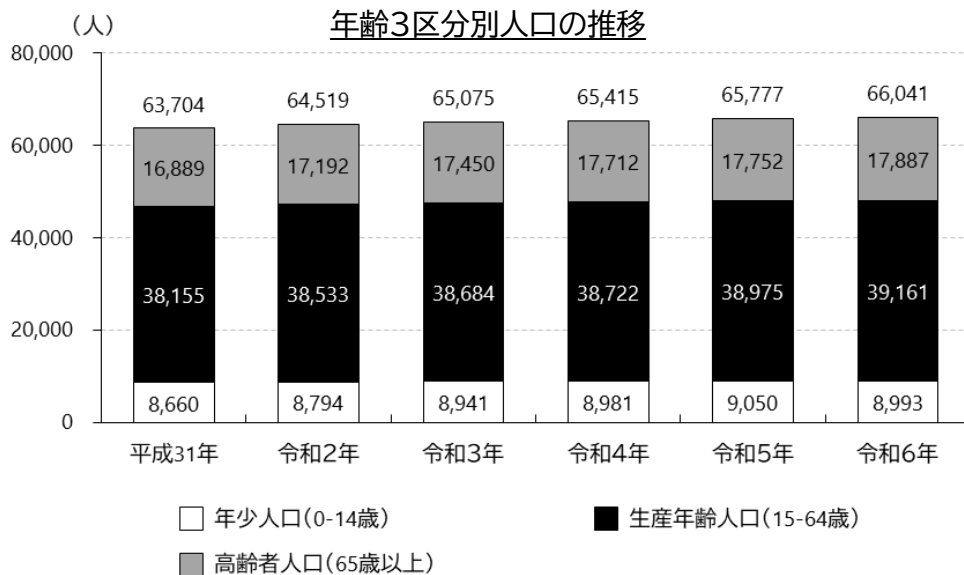
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

第1節 こども・子育て家庭の状況

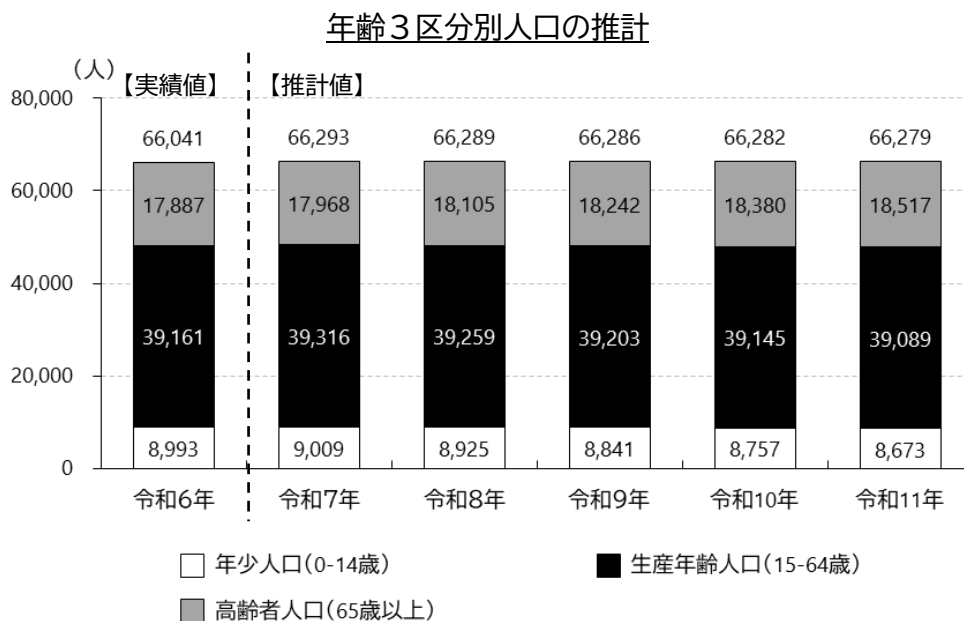
(1) 人口の動向

① 人口の推移と今後の推計（年齢3区分別）

令和6年4月1日時点の人口総数は66,041人となっており、増加が続いています。年少人口、生産年齢人口、高齢者人口ともに増加を続けていましたが、年少人口が令和6年で前年から減少しています。令和7年以降は年少人口、生産年齢人口で減少傾向が見込まれます。



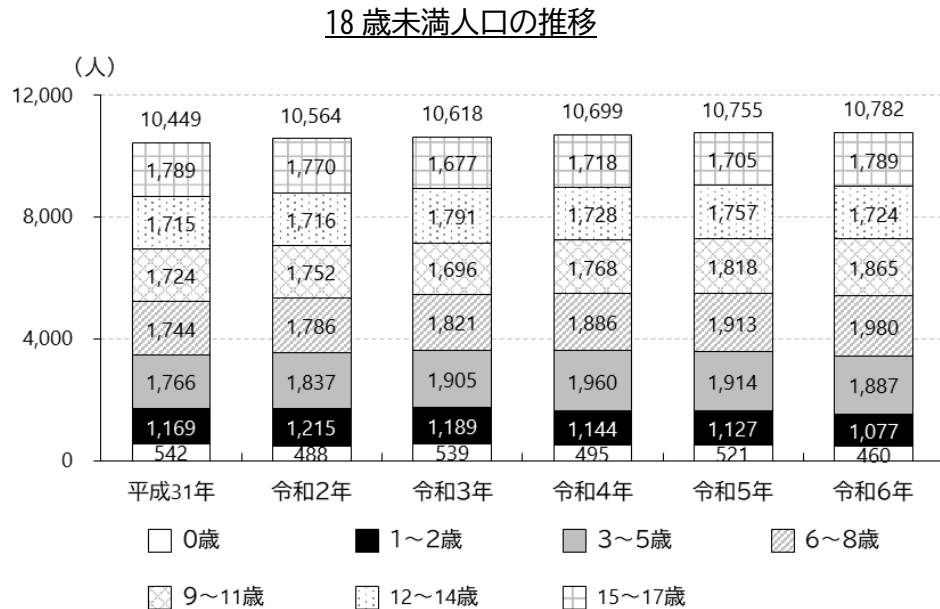
資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)



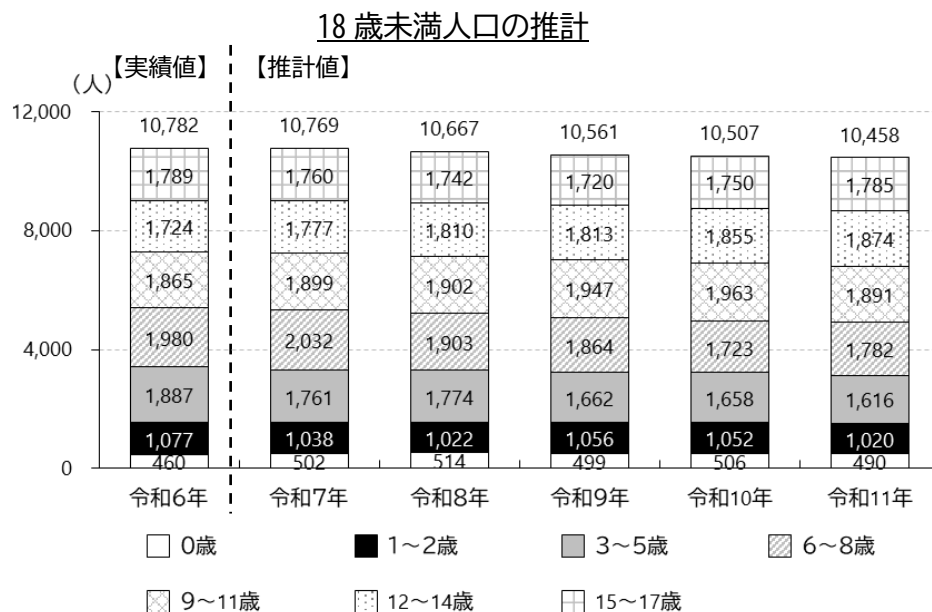
資料：袖ヶ浦市総合計画後期基本計画の策定に伴い実施された人口推計を基に推計

② 18歳未満人口の推移と今後の推計

18歳未満の人口は、令和6年4月1日時点で10,782人と、増加が続いています。年齢別では「0歳」、「1～2歳」、「3～5歳」、「12～14歳」は令和6年で前年から減少しています。令和7年以降、18歳未満人口は減少傾向が見込まれます。



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)



資料：袖ヶ浦市総合計画後期基本計画の策定に伴い実施された人口推計を基に推計

(2) 世帯の状況

① 家族類型別世帯及び1世帯あたり人員の推移

令和2年の国勢調査では、単独世帯を中心に世帯数が増加しているために、1世帯あたりの人員が減少していることがうかがえます。

令和2年の核家族世帯は15,752世帯と、市内の一般総世帯数の6割以上を占めております。

また、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯の核家族世帯が占める割合は、6歳未満で9割、18歳未満で8割を超えており、特に核家族化の傾向が強くみられます。

家庭類型の全体像、世帯数（1世帯あたり人員）の推移

単位：世帯、人

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	6歳未満 親族のいる世帯 (令和2年)	18歳未満 親族のいる世帯 (令和2年)
一般総世帯数 (1世帯あたり人員)	19,732 (2.91)	21,335 (2.75)	22,545 (2.62)	25,321 (2.46)	2,587	5,984
A 親族世帯	15,965	16,473	16,962	17,858	2,578	5,961
I 核家族世帯	12,817	13,525	14,520	15,752	2,335	5,220
II その他の親 族世帯	3,148	2,948	2,442	2,106	243	741
B 非親族世帯	82	206	211	225	9	22
C 単独世帯	3,685	4,655	5,354	7,221	-	1

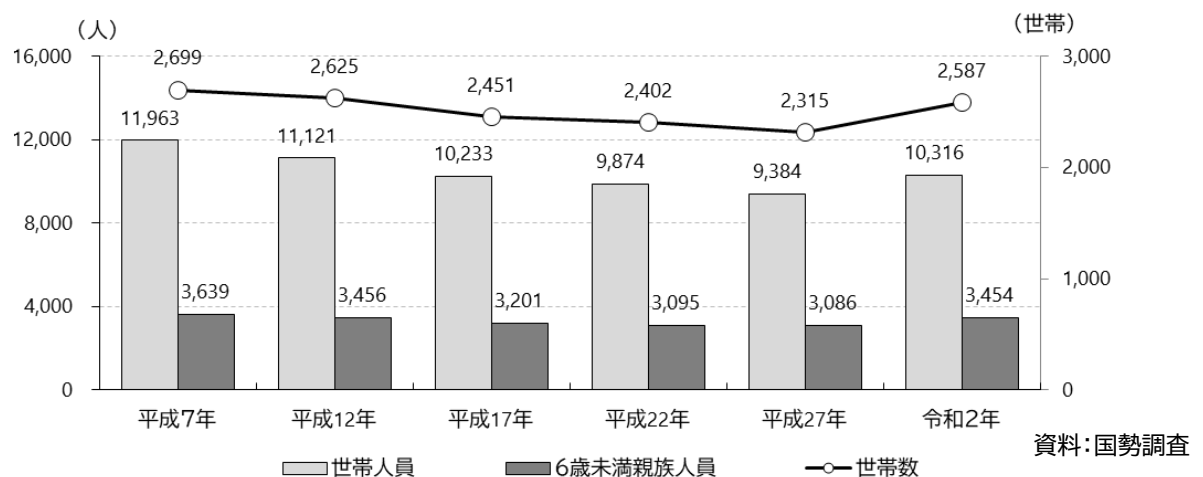
資料：国勢調査

(注)家族類型が「不詳」の世帯があるため、A・B・Cの合計は一般総世帯数と一致しません。

② 6歳未満親族のいる一般世帯の推移

令和2年の6歳未満親族のいる世帯数は2,587世帯で、世帯人員は10,316人、1世帯あたり3.99人となっています。また、6歳未満親族人員は3,454人で1世帯あたりの6歳未満人数は、1.34人となっています。

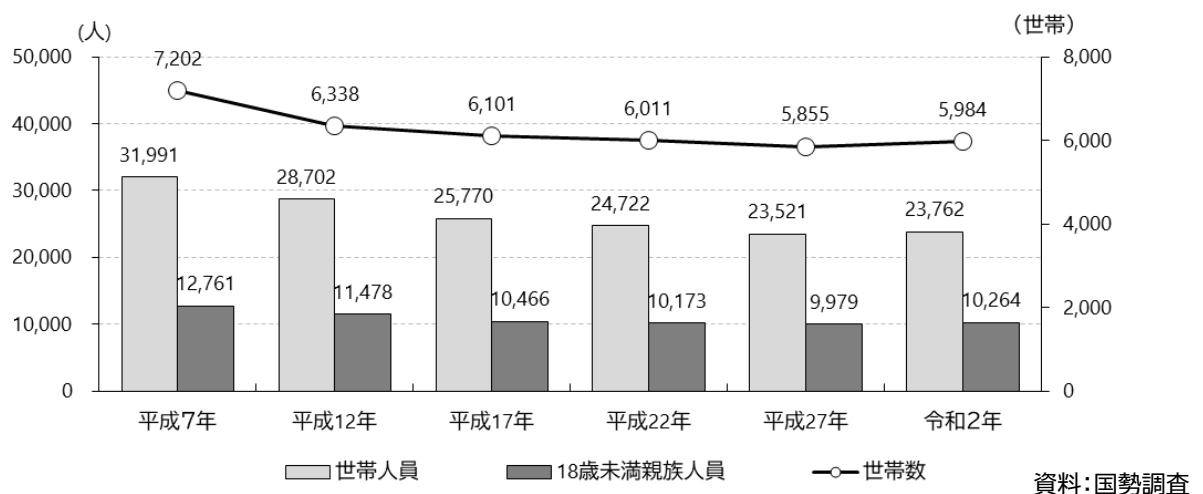
6歳未満親族のいる一般世帯の推移



③ 18歳未満親族のいる一般世帯の推移

令和2年の18歳未満親族のいる世帯数は5,984世帯で、世帯人員は23,762人、1世帯あたり3.97人となっています。また、18歳未満親族人員は10,264人で1世帯あたりの18歳未満人数は、1.72人となっています。

18歳未満親族のいる一般世帯の推移

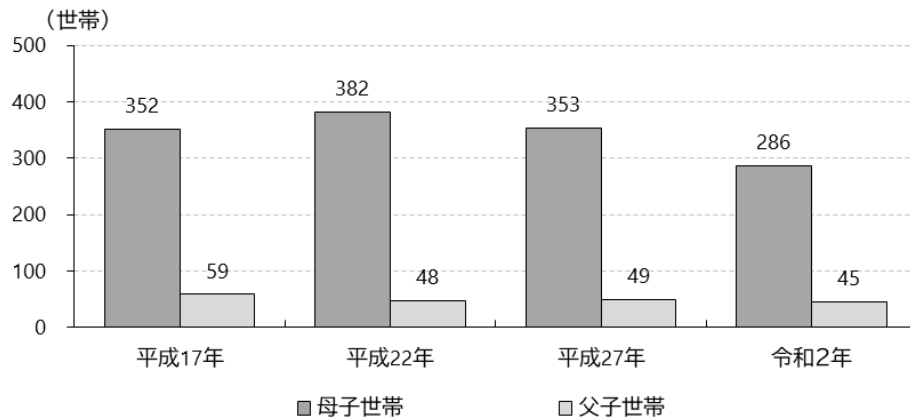


④ 母子世帯・父子世帯の推移

母子世帯・父子世帯数をみると、平成22年をピークに減少傾向にあり、令和2年の母子世帯数は286世帯となっています。

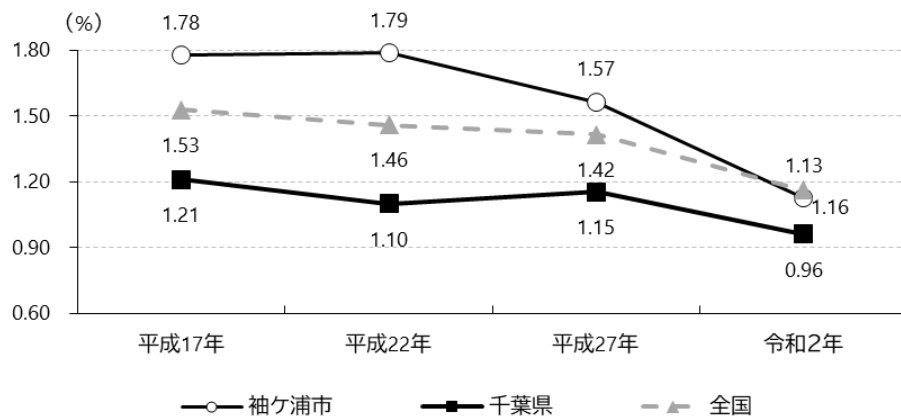
また、一般世帯に対する母子世帯の割合の推移をみると、平成27年まで本市は千葉県及び全国より高い水準で推移していましたが、令和2年では全国をわずかに下回りました。

母子世帯・父子世帯の推移



資料：国勢調査

一般世帯に対する母子世帯の割合の推移（千葉県及び全国との比較）



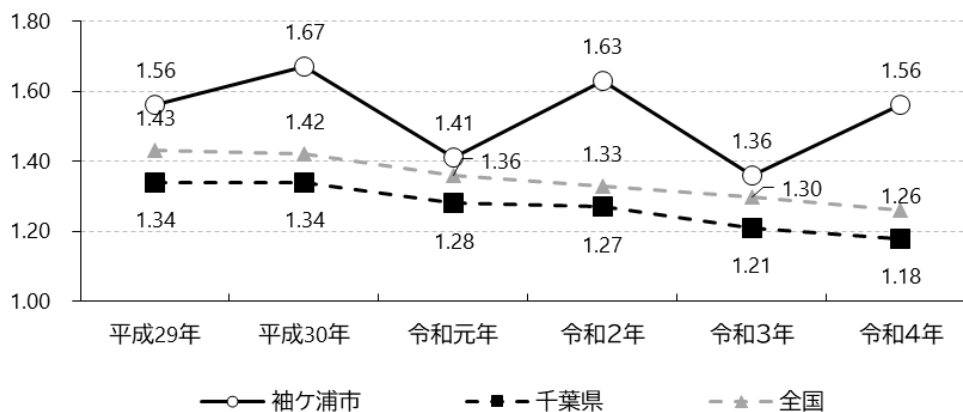
資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 合計特殊出生率の推移

15歳から49歳までの女性1人あたりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率の推移をみると、年によるばらつきがありますが、おおむね千葉県及び全国より高い水準で推移しています。

合計特殊出生率の推移（千葉県及び全国との比較）



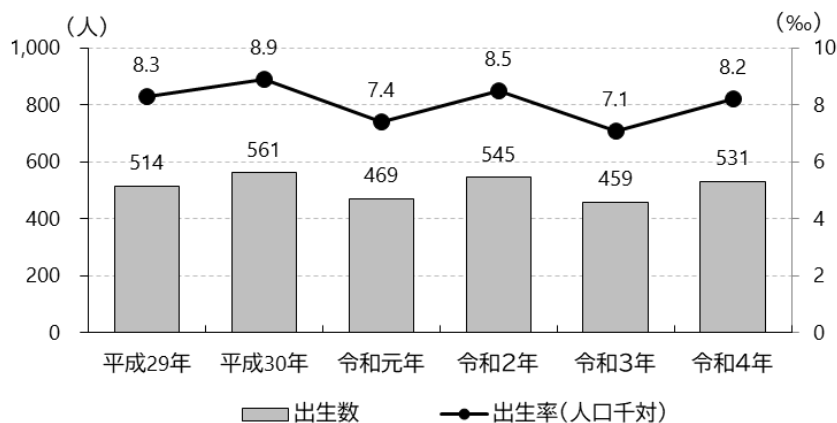
資料:千葉県衛生統計年報(全国は人口動態調査)

② 出生数、出生率の推移

出生数は、令和元年、令和3年を除くと500人台で推移しており、令和4年は531人となっています。

出生率も令和元年、令和3年を除くと8%台でほぼ横ばいで推移しています。

出生数、出生率の推移



資料:千葉県衛生統計年報

※‰(パーミル)は千分率で、1,000分の1が1パーミル

(4) 母子保健の状況

① 母子健康手帳発行件数の推移

母子健康手帳の発行件数は、令和2年で減少し、令和3年は増加、その後は再び減少し、令和5年では480件となっています。

母子健康手帳発行件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
母子健康手帳発行件数(件)	531	476	547	508	480

資料:健康推進課

② 低出生体重児数と割合の推移

2,500g未満の低出生体重児数は、年によるばらつきがみられますが、令和4年では51人と前年と比べ、14人の増加となっています。出生児総数に占める低出生体重児の割合は、令和2年以降は8～9%台で推移しています。

低出生体重児数、低出生体重児の割合の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
低出生体重児数(人)	71	34	54	37	51
低出生体重児の割合(%)	12.7	7.2	9.9	8.1	9.6

資料:千葉県衛生統計年報

③ 死産数、死産率の推移

妊娠満12週以後の死産数は、13人前後で推移しており、死産率は千葉県及び全国より若干高い水準となっています。

死産数、死産率の推移(千葉県及び全国との比較)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
死産数(人)		13	11	13	11	12
死産率(%)	袖ヶ浦市	22.6	23.0	23.3	23.4	22.1
	千葉県	21.5	22.3	20.3	19.0	20.0
	全国	20.9	22.0	20.1	19.7	19.3

資料:千葉県衛生統計年報

④ 1歳6か月児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

1歳6か月児健康診査の受診率は、90%台で推移しており、令和5年度で94.3%となっています。

また、健康診査を受診した児童について、着実にむし歯のある者は減少しており、令和5年度で0.0%となっています。

1歳6か月児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
該当者数(人)	546	625	568	527	560
受診者数(人)	525	585	550	509	528
受診率(%)	96.2	93.6	96.8	96.6	94.3
むし歯のある者の割合(%)	1.1	0.2	0.9	0.4	0.0

資料:健康推進課

⑤ 3歳児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

3歳児健康診査の受診率は、90%前後で推移しており、令和5年度で91.7%となっています。

また、健康診査を受診した児童について、着実にむし歯のある者は減少しており、令和5年度で7.0%となっています。

3歳児健康診査における受診状況とむし歯のある者の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
該当者数(人)	530	672	680	601	605
受診者数(人)	482	616	644	538	555
受診率(%)	90.9	91.7	94.7	89.5	91.7
むし歯のある者の割合(%)	12.7	10.7	9.9	7.4	7.0

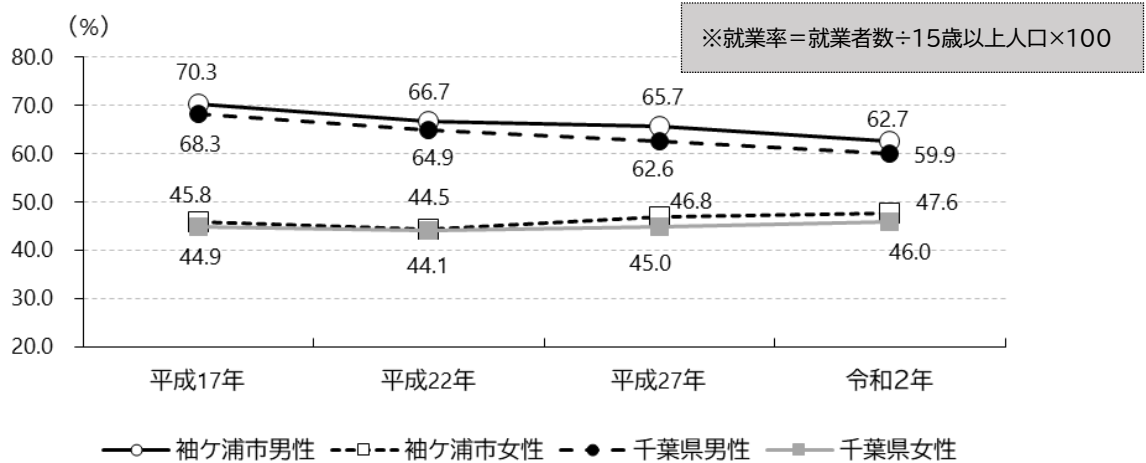
資料:健康推進課

(5) 就労の状況

①男女別就業率の推移

就業率は、15歳以上人口に占める就業者数の割合であることから、高齢化の進行に伴って低下する傾向にありますが、本市の女性の就業率は低下していないことから、現役世代の女性の就業者が増加しているものと考えられます。

男女別就業率の推移（千葉県との比較）

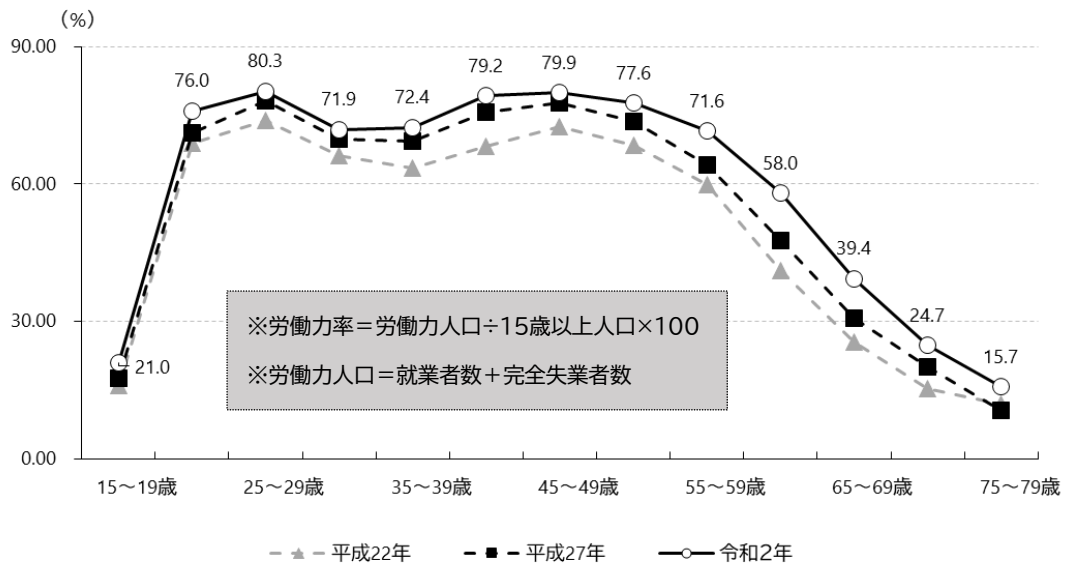


資料:国勢調査

② 女性の年齢階層別労働力率の推移

年齢階層別に女性の労働力率をみると、年々割合は高くなっています。結婚・出産・子育て期に労働力率は一旦減少し、その後、子育てが落ち着いた時期にかけて再び増加する、いわゆるM字カーブといわれる状況は、徐々にカーブが緩やかになっています。

女性の年齢階層別労働力率の推移



資料:国勢調査

(注)グラフ中のデータは、令和2年のみ掲載

第2節 市と地域の状況

(1) 地区・コミュニティ

地域福祉計画をはじめとする本市の多くの計画においては、市内を5地区(昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡地区)に分けて施策を展開しています。

前期の計画である「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)」では、人口や日常生活圏域、生活実態等を踏まえ、「平岡地区」と「中川・富岡地区」を合わせて「平川地区」とし、市内を4地区に区分して教育・保育サービスの提供体制等の現状を把握したうえで、市内全域を一体とした提供区域として設定することで、保育需要の増大に迅速かつ柔軟に対応してきました。

市と地域の状況



(2) 各地区の状況

① 昭和地区

	平成31年	令和6年	増減	地区人口の 構成比(令和6年)	全市に占める 割合(令和6年)
人口(人)	18,792	21,890	3,098	100.0%	33.1%
0～14歳	3,130	3,919	789	17.9%	43.6%
うち、0～5歳	1,473	1,699	226	7.8%	49.6%
15～64歳	11,691	13,771	2,080	62.9%	35.2%
65歳以上	3,971	4,200	229	19.2%	23.5%
世帯数(世帯)	7,854	9,282	1,428		31.9%
1世帯あたり人口(人)	2.39	2.36	▲0.03		

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

・地区の概況

近年、袖ヶ浦駅海側土地区画整理事業による宅地化に伴い、子育て世代等の転入・転居により人口が急増しています。

袖ヶ浦駅海側は、スーパーや飲食店、趣味や習い事の店舗などが集積してにぎわいがあります。

袖ヶ浦バスターミナルは川崎、横浜、羽田、品川、新宿に加え、東京、渋谷方面にも高速バスが運行したことにより、東京や神奈川方面への通勤通学者が増加しており、袖ヶ浦駅とともに、広域交通の結節機能を果たしています。

・施設の状況

地区内には、市民会館(昭和交流センター)や総合運動場、中央図書館、袖ヶ浦海浜公園等の施設が所在し、イベント時には活況を呈しています。

<児童関連施設>

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所(園)	8	ファミリー・サポート・センター	1
認定こども園	1	小学校	2
家庭的保育	1	中学校	1
小規模保育	4	放課後児童クラブ	11
そでがうらこども館 (子育て支援センター機能含む)	1	子育て支援センター (私立保育園及び認定こども園内)	3
子どもの遊び場	2	高等学校	1

(第2期計画期間中の整備状況) 小規模保育2施設、認可保育園5施設、放課後児童クラブ6施設などが開設

<文化・スポーツ等の施設>

名称	設置数	名称	設置数
市民会館(昭和交流センター)	1	中央図書館	1
袖ヶ浦海浜公園(県)	1	総合運動場	1

② 長浦地区

	平成31年	令和6年	増減	地区人口の 構成比(令和6年)	全市に占める 割合(令和6年)
人口(人)	26,983	27,848	885	100.0%	42.2%
0～14歳	3,820	3,657	▲163	13.1%	40.7%
うち、0～5歳	1,440	1,298	▲142	4.7%	37.9%
15～64歳	16,225	16,721	496	60.0%	42.7%
65歳以上	6,938	7,470	532	26.8%	41.8%
世帯数(世帯)	11,764	12,538	774		43.1%
1世帯あたり人口(人)	2.29	2.22	▲0.07		

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

・地区の概況

全市に占める人口の割合が約42%と最も人口の多い地域で、蔵波中学校周辺は小規模開発等で人口が増加傾向にあります。

平成通り沿いに沿道型店舗が立地するほか、長浦駅前にも大型スーパーなどの商業施設が集積しています。

・施設の状況

地区内には、長浦交流センター(長浦公民館)・運動広場、長浦おかのうえ図書館、臨海スポーツセンター等の文化・スポーツ施設などが充実し、代宿には市内で唯一の児童館があります。また、総合教育センターが長浦おかのうえ図書館内に移転しました。

<児童関連施設>

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所(園)	5	小学校	2
幼稚園	2	中学校	2
小規模保育	1	放課後児童クラブ	8
事業所内保育施設(認可1、認可外4)	5	児童館	1
子どもの遊び場	4	子育て支援センター(私立保育園内)	3

(第2期計画期間中の整備状況) 認可保育園1施設、放課後児童クラブ1施設が開設

<文化・スポーツ等の施設>

名称	設置数	名称	設置数
臨海スポーツセンター	1	運動広場	1
総合教育センター	1	長浦交流センター(長浦公民館)	1
長浦おかのうえ図書館	1	今井野球場	1

③ 根形地区

	平成31年	令和6年	増減	地区人口の 構成比(令和6年)	全市に占める 割合(令和6年)
人口(人)	5,849	5,792	▲57	100.0%	8.8%
0～14歳	627	558	▲69	9.6%	6.2%
うち、0～5歳	201	172	▲29	3.0%	5.0%
15～64歳	3,418	3,208	▲210	55.4%	8.2%
65歳以上	1,804	2,026	222	35.0%	11.3%
世帯数(世帯)	2,386	2,532	146		8.7%
1世帯あたり人口(人)	2.45	2.29	▲0.16		

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

・地区の概況

水田地帯や畑地などにより形成される緑豊かな地域であり、県道南総昭和線沿いに集落が形成されています。また、地区東部ののぞみ野に人口が定着しており、新旧の市街地や集落地が共存する地域となっています。

文化財に指定されている「国史跡山野貝塚」「飽富神社」「飽富神社の筒粥」など、歴史的な要素が多い地域です。

・施設の状況

地区内には、根形交流センター(根形公民館)、袖ヶ浦公園や郷土博物館、老人福祉会館、健康づくり支援センターなどの施設が整備され、袖ヶ浦公園に隣接する農畜産物直売所「ゆりの里」も盛況です。

<児童関連施設>

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所(園)	1	中学校	1
子どもの遊び場	5	放課後児童クラブ	1
小学校	1		

<文化・スポーツ等の施設>

名称	設置数	名称	設置数
袖ヶ浦公園	1	郷土博物館	1
アクアラインなるほど館	1	健康づくり支援センター	1
老人福祉会館	1	根形交流センター(根形公民館)	1
運動広場	1	のぞみ野サッカー場	1
社会福祉センター	1		

④ 平川地区

	平成31年	令和6年	増減	地区人口の 構成比(令和6年)	全市に占める 割合(令和6年)
人口(人)	11,293	10,511	▲782	100.0%	15.9%
0～14歳	1,041	859	▲182	8.2%	9.6%
うち、0～5歳	341	255	▲86	2.4%	7.4%
15～64歳	6,119	5,461	▲658	52.0%	13.9%
65歳以上	4,133	4,191	58	39.9%	23.4%
世帯数(世帯)	4,720	4,712	▲8		16.2%
1世帯あたり人口(人)	2.39	2.23	▲0.16		

資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

・地区の概況

【平岡地区】

地区の人口は、野里、上泉、三箇、川原井等に分散しています。東関東自動車道のインターが近く、東京ドイツ村などの民間資本によるレジャー施設が立地しています。

【中川・富岡地区】

地区は、横田、百目木などの「中川地区」と滝の口、吉野田などの「富岡地区」から形成されていますが、地区の人口の約半数が横田に集中しています。東横田駅周辺及び国道409号沿いには、沿道型商業施設が立地しています。

・施設の状況

地区内には、平川交流センター(平川公民館)、平岡交流センター(平岡公民館)等があります。また、百目木公園は、各種のスポーツができる公園として親しまれています。

<児童関連施設>

名称	設置数	名称	設置数
認可保育所(園)	2	中学校	1
幼稚園	1	放課後児童クラブ	2
子どもの遊び場	15	児童養護施設	1
小学校	2		

(第2期計画期間中の整備状況等) 令和7年4月に百目木公園敷地内に認定こども園1施設が開設予定
令和7年3月末に吉野田保育所が閉園

<文化・スポーツ等の施設>

名称	設置数	名称	設置数
百目木公園	1	平川交流センター(平川公民館)	1
平岡交流センター(平岡公民館)	1	平川交流センター(富岡分館)	1
平川図書館	1	運動広場	2
東京ドイツ村(民間施設)	1		

第3節 地域における子育て支援事業の利用状況

(1) 教育・保育施設等

市内の教育・保育施設等の利用状況は次のとおりです。

① 幼稚園の利用状況

市内の幼稚園は公立幼稚園1か所、私立幼稚園2か所の、計3か所となっています。

長浦地区、平川地区ともに園児数は減少傾向で推移しています。

市全体の入園率も減少で推移しており、令和6年度は54.3%となっています。

幼稚園の設置数・定員数・園児数・入園率

地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
長浦	設置数(か所)	2	2	2	2	2
	定員数(人)	540	540	540	540	540
	園児数(人)	443	444	438	409	366
	入園率(%)	82.0	82.2	81.1	75.7	67.8
平川	設置数(か所)	1	1	1	1	1
	定員数(人)	210	210	210	210	210
	園児数(人)	114	84	64	55	41
	入園率(%)	54.3	40.0	30.5	26.2	19.5
全体	設置数(か所)	3	3	3	3	3
	定員数(人)	750	750	750	750	750
	園児数(人)	557	528	502	464	407
	入園率(%)	74.3	70.4	66.9	61.9	54.3

(注) 各年度5月1日現在

市外からの受託児童を含む。

② 保育所（園）の利用状況

第2期計画期間中に、新たな保育園が昭和地区で5か所、長浦地区で1か所開設しており、現在、市内に設置されている保育所（園）は、公立保育所5か所、私立保育園11か所の、計16か所となっています。

令和6年度の入所（園）率では、特に昭和地区が97.9%と高く、また長浦地区も80%を超えており、利用ニーズが高い状況が続いています。

保育所（園）の設置数・（認可及び利用）定員数・利用児童数・入所（園）率

地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昭和	設置数(か所)	4	5	7	7	8
	認可定員数(人)	390	466	666	666	756
	利用定員数(人)	390	466	616	656	726
	利用児童数(人)	413	471	630	675	740
	入所(園)率(%)	105.9	101.1	94.6	101.4	97.9
長浦	設置数(か所)	4	4	4	4	5
	認可定員数(人)	490	490	490	490	580
	利用定員数(人)	490	490	490	490	550
	利用児童数(人)	499	493	440	468	472
	入所(園)率(%)	101.8	100.6	89.8	95.5	81.4
根形	設置数(か所)	1	1	1	1	1
	認可定員数(人)	120	120	120	120	120
	利用定員数(人)	120	120	120	120	120
	利用児童数(人)	88	88	82	73	75
	入所(園)率(%)	73.3	73.3	68.3	60.8	62.5
平川	設置数(か所)	2	2	2	2	2
	認可定員数(人)	180	180	180	180	180
	利用定員数(人)	180	180	180	180	180
	利用児童数(人)	140	142	135	124	109
	入所(園)率(%)	77.8	78.9	75.0	68.9	60.6
全体	設置数(か所)	11	12	14	14	16
	認可定員数(人)	1,180	1,256	1,456	1,456	1,636
	利用定員数(人)	1,180	1,256	1,406	1,446	1,576
	利用児童数(人)	1,140	1,194	1,287	1,340	1,396
	入所(園)率(%)	96.6	95.1	88.4	92.0	85.3

(注) 各年度4月1日現在

市外からの受託児童を含む。

平川地区の吉野田保育所は、令和7年3月末に閉園。

③ 認定こども園の利用状況

認定こども園は、幼稚園の機能と保育所の機能を併せ持つ施設で、本市では、平成30年度に昭和地区に1か所設置されています。令和6年度では、2号・3号認定は定員数を上回る状況となっていますが、1号認定は定員数を下回り、減少傾向で推移しています。

認定こども園の設置数・定員数・園児数・入園率

地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昭和	設置数(か所)	1	1	1	1	1
	定員数 (人)	(2号・3号認定)	150	150	150	150
		(1号認定)	90	90	90	90
	園児数 (人)	(2号・3号認定)	145	139	145	175
		(1号認定)	81	81	82	58
	入園率 (%)	(2号・3号認定)	96.7	92.7	96.7	122.0
		(1号認定)	90.0	90.0	91.1	72.2

(注) 各年度4月1日現在

市外からの受託児童を含む。

1号認定:3歳から5歳で「保育を必要とする事由」に該当しない教育標準時間認定

2号認定:3歳から5歳で「保育を必要とする事由」に該当する保育認定

3号認定:0歳から2歳で「保育を必要とする事由」に該当する保育認定

④ 地域型保育施設の利用状況

地域型保育施設とは、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、こどもの成長を支援するために、0歳から2歳児までのこどもを預かる施設(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)です。

本市では、昭和地区に5か所、長浦地区に2か所設置されており、定員数の確保と拡大を図っています。

地域型保育施設の設置数・(認可及び利用) 定員数・利用児童数・利用率

地区	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
昭和	設置数(か所)	3	3	5	5	5
	認可定員数(人)	43	43	81	81	81
	利用定員数(人)	43	43	81	81	81
	利用児童数(人)	44	42	71	69	71
	利用率(%)	102.3	97.7	87.7	85.2	87.7
長浦	設置数(か所)	2	2	2	2	2
	認可定員数(人)	39	39	48	48	48
	利用定員数(人)	39	39	48	47	47
	利用児童数(人)	33	36	39	39	33
	利用率(%)	84.6	92.3	81.3	81.3	68.8
全体	設置数(か所)	5	5	7	7	7
	認可定員数(人)	82	82	129	129	129
	利用定員数(人)	82	82	129	128	128
	利用児童数(人)	77	78	110	108	104
	利用率(%)	93.9	95.1	85.3	83.7	80.6

(注) 各年度4月1日現在

市外からの受託児童を含み、事業所内保育事業の従業員枠を除く。

⑤ 認可外保育施設の状況

市内の認可外保育施設は、長浦地区に4か所あり、いずれも事業所での保育を行っています。

⑥ 待機児童数の推移

子育て世代の転入などに伴い、保育ニーズが急伸したことから、待機児童数の増加が令和2年度にピークをむかえましたが、以降の適切な供給体制の確保により、令和6年度には待機児童数0人となりました。

待機児童の推移

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数(人)	60	46	23	2	0

(注) 各年度4月1日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業等

「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)」において定めた地域子ども・子育て支援事業の実施状況は次のとおりです。

① 延長保育事業

地域子ども・子育て支援事業で定める延長保育事業については、実施か所を増やしており、令和5年度は、公立・私立計22か所で実施しています。実施か所の増加に伴い、利用者数は増加しており、令和5年度は989人となっています。

延長保育事業の実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	667	859	909	896	989
実施か所数(か所)	16	17	21	22	22

② 放課後児童健全育成事業

令和5年度の放課後児童クラブは、市内計19か所で実施しています。利用者数は増加しており、令和5年度は低学年(1～3年生)で680人、高学年(4～6年生)で225人の計905人と前年と比べ、100人以上の増加となっています。

なお、利用者数の増加に伴い、令和4年度において奈良輪小学校区に2か所、令和5年度において昭和小学校区及び蔵波小学校区に各1か所を開設しています。

また、地域ボランティア等による放課後のこどもの居場所づくりとして、「放課後子ども教室」を市内3か所で実施しています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動を制限していましたが、利用者が戻りつつあります。

放課後児童健全育成事業の実施状況(市全体)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	低学年	496	499	534	616	680
	高学年	177	154	166	181	225
	合計	673	653	700	797	905
実施か所数(か所)		15	15	15	17	19

(注) 実利用者数:各年度の月末登録児童数(月額利用数+日額人数※)の平均

※日額人数:日額利用数÷月別の開設日数

放課後児童健全育成事業の実施状況（小学校区別）

校区	区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昭和小学校	実利用者数 (人)	低学年	120	112	125	120	140
		高学年	34	32	31	42	62
		合計	154	144	156	162	202
	実施か所数(か所)		3	3	3	3	4
奈良輪小学校	実利用者数 (人)	低学年	58	79	80	132	168
		高学年	7	9	14	20	32
		合計	65	88	94	152	200
	実施か所数(か所)		2	2	2	4	4
蔵波小学校	実利用者数 (人)	低学年	151	151	166	199	200
		高学年	59	55	52	54	63
		合計	210	206	218	253	263
	実施か所数(か所)		5	5	5	5	6
長浦小学校	実利用者数 (人)	低学年	68	67	65	63	76
		高学年	37	25	27	29	27
		合計	105	92	92	92	103
	実施か所数(か所)		2	2	2	2	2
根形小学校	実利用者数 (人)	低学年	31	29	33	33	34
		高学年	9	5	9	12	12
		合計	40	34	42	45	46
	実施か所数(か所)		1	1	1	1	1
平岡小学校※	実利用者数 (人)	低学年	31	30	27	29	22
		高学年	16	13	16	9	11
		合計	47	43	43	38	33
	実施か所数(か所)		1	1	1	1	1
中川小学校	実利用者数 (人)	低学年	37	31	38	40	40
		高学年	15	15	17	15	18
		合計	52	46	55	55	58
	実施か所数(か所)		1	1	1	1	1

※平岡小学校には、令和4年度まで幽谷分校を含みます。

【参考：放課後子ども教室の参加延べ人数】

校区	区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昭和	昭和小学校もりの こクラブ	人日	1,566	0	32	173	249
長浦	あそボラ！！ やかたっ子広場	人日	1,700	0	98	545	1,115
根形	試行実施	人日	366	0	0	0	311
合計		人日	3,632	0	130	718	1,675

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）は、それぞれ1か所で実施しています。令和4年度においては、ショートステイ、トワイライトステイの年間延べ利用者数が大幅に増しましたが、令和5年度ではともに減少しています。

子育て短期支援事業の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数 (人日)	ショートステイ	2	2	8	39	22
	トワイライトステイ	8	2	2	11	3
	合計	10	4	10	50	25
実施か所数(か所)	ショートステイ	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	1	1	1	1	1

④ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域子育て支援拠点施設である「そでがうらこども館」や私立保育園への委託により「子育て支援センター」を実施しているほか、市立保育所で「なかよし広場」を実施しています。

「子育て支援センター」の利用者数は令和3年度以降、増加傾向で推移しており、令和5年度の年間延べ利用者数は、17,701人となっています。

「なかよし広場」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2～4年度は実施せず、令和5年7月より再開しました。

地域子育て支援拠点事業の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数 (人日)	子育て支援センター	24,817	11,021	12,984	14,938	17,701
	なかよし広場	345	0	0	0	80
	合計	25,162	11,021	12,984	14,938	17,781
実施か所数(か所)	子育て支援センター	6	6	6	6	6
	なかよし広場	4	0	0	0	4

⑤ 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園のうち、私立の2か所で保護者の状況や地域の実情に応じて、預かり保育を行っています。

利用者数は増加傾向で推移しており、令和5年度の年間延べ利用者数は、11,816人となっています。

一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数(人日)	8,692	8,186	8,886	10,500	11,816
実施か所数(か所)	2	2	2	2	2

⑥ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

幼稚園型を除く一時預かり事業は、定期的な預け方となる「一時預かり事業（幼稚園型）」や、緊急時の預かりとなる「病児・病後児保育」を除いた一時的な預かりの方法です。

令和5年度は、保育所（園）で実施している「一時預かり」を6か所で、「休日保育」を2か所で「ファミリー・サポート・センター」を1か所で実施しています。年間延べ利用者数について、「一時預かり」は、減少傾向で推移していましたが、令和5年度は増加に転じ、2,833人となっています。

「休日保育」も同様の傾向で、令和5年度は増加に転じています。

ファミリー・サポート・センターは年度ごとに増減を繰り返し、令和5年度は16人となっています。

一時預かり事業（幼稚園型を除く）の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数(人日)	一時預かり	7,048	4,481	4,218	2,551	2,833
	休日保育	122	117	97	64	71
	ファミリー・サポート・センター	65	41	16	92	16
	合計	7,235	4,639	4,331	2,707	2,920
実施か所数(か所)	一時預かり	7	5	5	6	6
	休日保育	2	2	2	2	2
	ファミリー・サポート・センター	1	1	1	1	1

【参考：ファミリー・サポート・センターの会員数、援助活動年間件数】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用会員数(人)	206	201	214	228	230
提供会員数(人)	47	43	44	44	40
両方会員数(人)	12	13	11	10	10
援助活動年間件数(延べ人)	560	566	617	374	409

⑦ 病児保育事業

病児保育事業は、私立認定こども園1か所で、病後児保育事業は、私立保育園2か所で実施しています。

利用者数は減少しており、令和5年度の年間延べ利用者数は、160人となっています。

病児保育事業の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数(人日)	病後児保育	234	152	189	140	127
	病児保育	130	12	40	24	33
	合計	364	164	229	164	160
実施か所数(か所)	病後児保育	2	2	2	2	2
	病児保育	2	2	2	2	1

⑧ 利用者支援事業

利用者支援事業は、保育所(園)等の入所(園)や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行う事業で、令和3年度から2か所での実施となっています。

利用者支援事業の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数(か所)	基本型・特定型※1	2	2	1	1	1
	母子保健型※2	1	1	1	1	1
	合計	3	3	2	2	2

※1 基本型・特定型:専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※2 母子保健型:母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

⑨ 妊婦健康診査

妊婦健康診査では、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

妊婦届出等人数及び年間延べ受診回数は減少傾向で推移しており、令和5年度は妊婦届出等人数が573人、年間延べ受診回数は5,778回となっています。

妊婦健康診査の実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦届出等人数(人)	657	585	673	601	573
年間延べ受診回数(回)	5,951	5,732	6,283	6,099	5,778

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、新生児の発育、栄養、環境、疾病予防に留意した適切な指導を行うとともに、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。訪問者数は、400人台で推移しています。

乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問者数(人)	保健師・助産師による訪問	454	433	459	497	461
	主任児童委員による訪問	2	22	20	15	8
	合計	456	455	479	512	469

第4節 ニーズ調査結果からみた市民の意向

(1) ニーズ調査の実施概要

① 調査の目的

「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)」の計画期間終了に伴い、こどもの保護者を対象として、アンケート調査を実施しました。

この調査は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本市における子育て環境の変化や、市民が求める取組等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的としています。

② 調査期間

令和6年1月18日～令和6年1月31日

③ 調査方法

郵送配付・回収と Web 調査の併用

④ 配付・回収状況

	配付数	回収数(うちWeb調査)	回収率
就学前児童保護者票	1,000票	597票(194票)	59.7%
小学生児童保護者票	1,000票	567票(169票)	56.7%

○袖ヶ浦市在住の就学前児童、小学生児童の保護者を対象として無作為に抽出しています。

○「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

○百分率による集計では、回答者数(該当設問においては該当者数)を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記します。そのため、割合の合計が100%にならない場合があります。

○複数回答(2つ以上選ぶ問)の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。

○図表の記載にあたり調査票の設問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。

○以下、「結果の概要」において調査名は次のように表記しています。

就学前児童保護者:【就学前児童】

小学生児童保護者:【小学生】

(2) 主な集計結果

① 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」は就学前児童全体で62.1%、小学生全体で56.4%となっており、就学前児童では根形地区が、小学生では長浦地区が最も多くなっています。

また、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は、就学前児童、小学生ともに平岡地区、中川・富岡地区で多くなっており、特に小学生の中川・富岡地区では54.7%となっています。

一方で、「いずれもない」は就学前児童、小学生ともに蔵波地区で多くなっています。

子どもをみてもらえる親族・知人の有無（地区別）

								単位：％
		回答数	日常的に祖 父母等の親 族にみても らえる	緊急時もし くは用事の 際には祖父 母等の親族 にみてもら える	日常的に子 どもを預け られる友人・ 知人がいる	緊急時もし くは用事の 際には子ど もをみても らえる友人・ 知人がいる	いずれもい ない	無回答
就 学 前 児 童	全体	597	22.9	62.1	1.7	10.7	17.8	0.2
	昭和地区	217	18.9	64.5	2.3	9.7	17.1	0.0
	蔵波地区	137	25.5	59.1	2.9	14.6	21.2	0.0
	長浦地区	65	23.1	64.6	1.5	7.7	18.5	0.0
	根形地区	36	22.2	69.4	0.0	16.7	8.3	2.8
	平岡地区	41	41.5	63.4	0.0	4.9	7.3	0.0
	中川・富岡地区	39	38.5	56.4	0.0	0.0	17.9	0.0
	その他	51	11.8	51.0	0.0	17.6	27.5	0.0
小 学 生	全体	567	28.6	56.4	3.2	20.3	13.2	1.4
	昭和地区	189	22.2	56.6	3.7	25.9	15.3	1.1
	蔵波地区	137	21.9	59.9	2.2	19.0	16.8	0.0
	長浦地区	74	28.4	63.5	4.1	21.6	10.8	0.0
	根形地区	52	36.5	61.5	3.8	15.4	9.6	0.0
	平岡地区	36	44.4	55.6	0.0	16.7	5.6	0.0
	中川・富岡地区	53	54.7	41.5	3.8	15.1	7.5	0.0
	その他	18	27.8	50.0	5.6	11.1	16.7	0.0

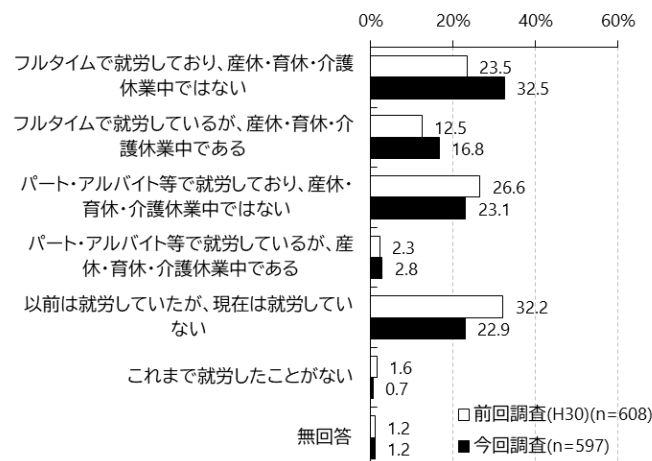
② 保護者の就労状況

就学前児童の母親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が増加し、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が減少していることから、フルタイムで働く母親が増加傾向となっています。

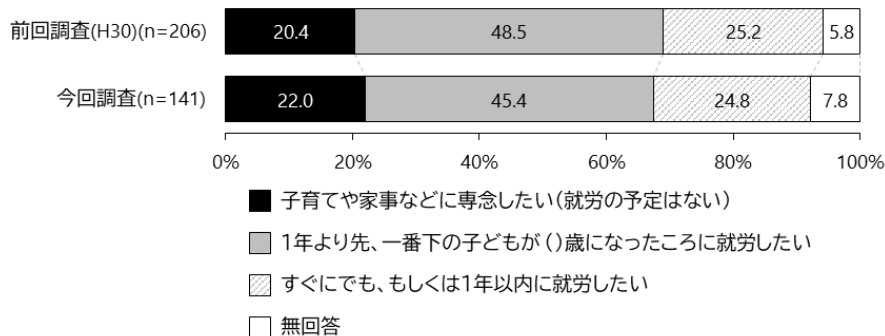
就労していない母親の就労希望は、70.2%で前回調査と比べ、やや減少しています。

小学生保護者では母親のパート・アルバイト等の割合が就学前児童と比べ、高くなっています。

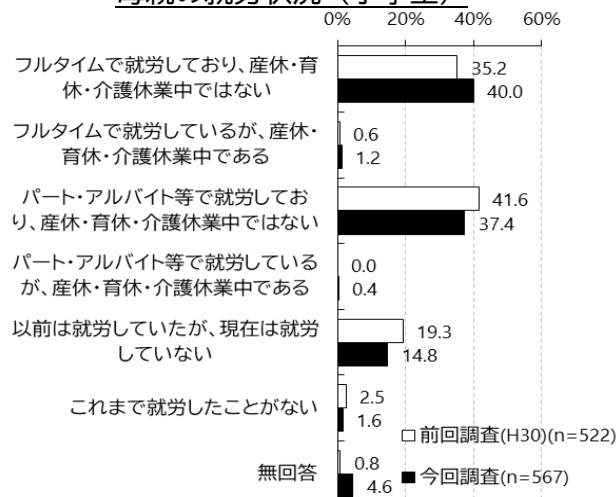
母親の就労状況（就学前児童）



母親の就労希望（就学前児童）



母親の就労状況（小学生）

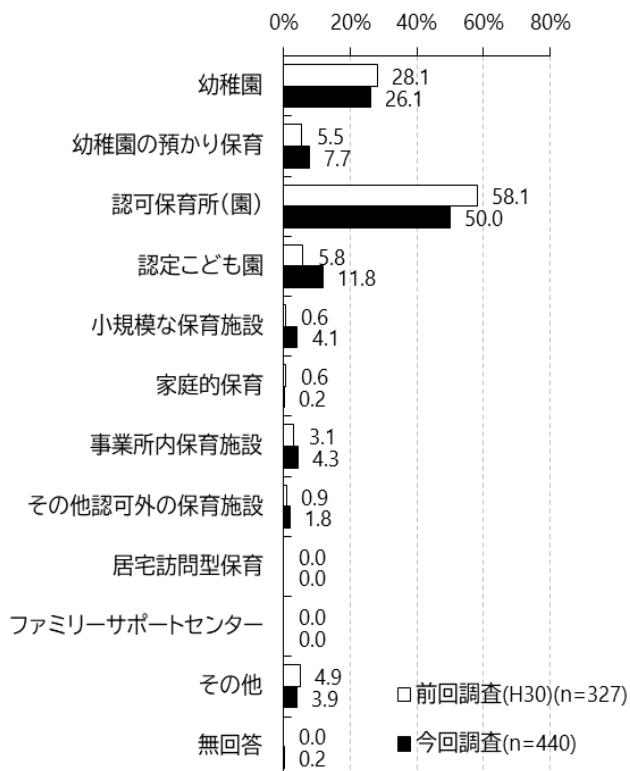


③ 平日の定期的な教育・保育事業の利用

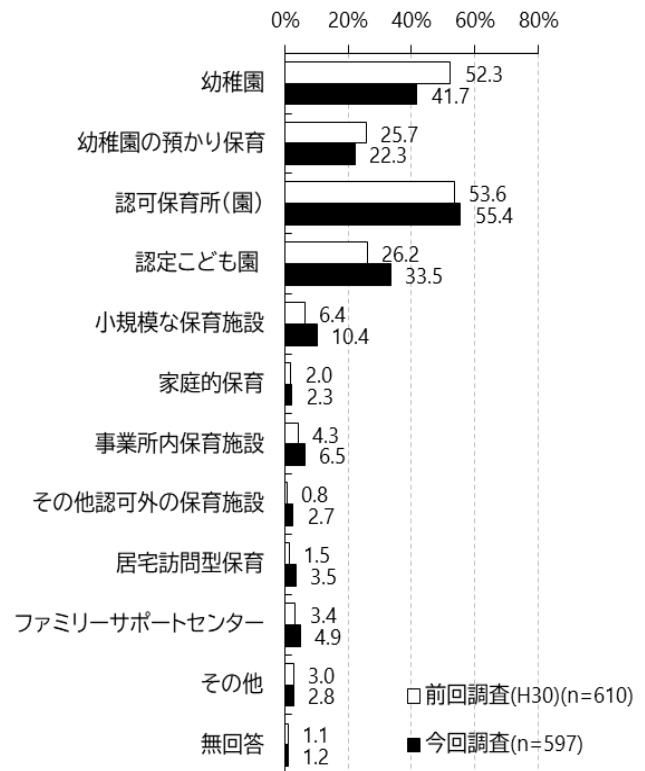
平日に利用している教育・保育事業は「認可保育所(園)」が50.0%と最も多く、次いで「幼稚園」が26.1%、「認定こども園」が11.8%となっています。前回調査と比べ、「認可保育所(園)」、「幼稚園」で減少し、「認定こども園」で増加しています。

今後利用したい事業は「認可保育所(園)」が55.4%と最も多く、次いで「幼稚園」が41.7%、「認定こども園」が33.5%となっています。前回調査と比べ、「幼稚園」で減少し、「認可保育所(園)」、「認定こども園」で増加しています。

現在利用している教育・保育事業



今後利用したい教育・保育事業

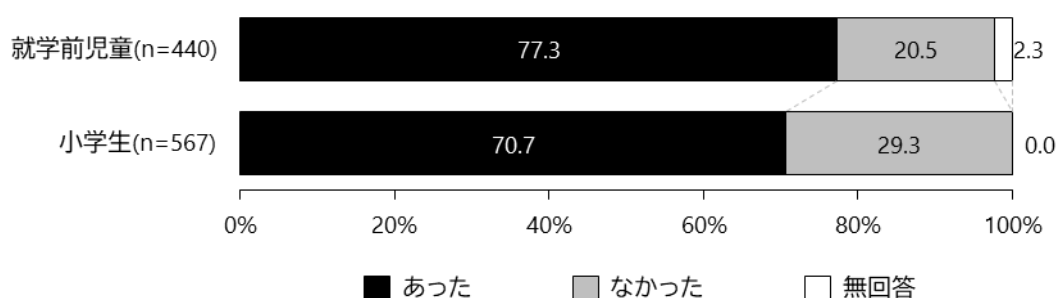


④ 病気の際の対応

子どもが病気等で教育・保育事業が利用できなかった経験について、就学前児童は「あった」が77.3%となっています。同じく子どもが病気等で学校を休んだ経験について、小学生は「あった」が70.7%となっています。

その際の対処法は「母親が仕事を休んでみた」は、就学前児童、小学生ともに平岡地区で多く、「父親が仕事を休んでみた」は、就学前児童では昭和地区で、小学生では蔵波地区で多くなっています。

病気等により平日の定期的な教育・保育の事業が利用できなかった（学校を休んだ）経験



病気等により平日の定期的な教育・保育の事業が利用できなかった
（学校を休んだ）際の対処法（地区別）

単位: %

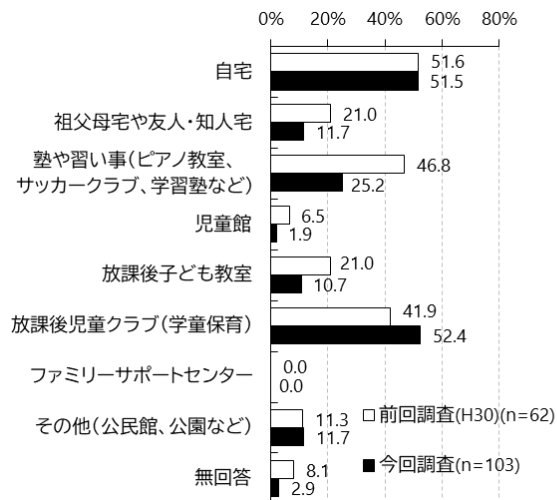
		回答数	父親が仕事を休んでみた	母親が仕事を休んでみた	就労していない保護者がみた	病児・病後児の保育を利用した	(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった	やむを得ず子どもだけで留守番をさせた	ファミリーサポートセンターを利用した	その他	無回答
就学前児童	全体	340	51.8	80.6	21.8	2.6	24.7	1.2	0.0	2.6	0.9
	昭和地区	132	59.1	78.8	24.2	3.8	27.3	1.5	0.0	3.8	0.8
	蔵波地区	66	51.5	86.4	16.7	1.5	19.7	1.5	0.0	1.5	0.0
	長浦地区	36	44.4	80.6	16.7	2.8	27.8	0.0	0.0	5.6	0.0
	根形地区	22	36.4	63.6	36.4	0.0	22.7	0.0	0.0	4.5	0.0
	平岡地区	26	50.0	88.5	15.4	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	3.8
	中川・富岡地区	21	38.1	85.7	23.8	4.8	14.3	4.8	0.0	0.0	0.0
	その他	30	56.7	83.3	16.7	3.3	10.0	0.0	0.0	0.0	3.3
小学生	全体	401	29.4	74.3	20.2	0.0	16.7	8.7	0.0	4.5	1.5
	昭和地区	146	33.6	68.5	24.0	0.0	13.7	8.9	0.0	5.5	1.4
	蔵波地区	98	36.7	83.7	15.3	0.0	15.3	8.2	0.0	4.1	2.0
	長浦地区	55	27.3	72.7	21.8	0.0	21.8	9.1	0.0	3.6	0.0
	根形地区	36	13.9	75.0	11.1	0.0	16.7	5.6	0.0	8.3	5.6
	平岡地区	23	13.0	87.0	13.0	0.0	13.0	13.0	0.0	0.0	0.0
	中川・富岡地区	28	21.4	75.0	21.4	0.0	35.7	14.3	0.0	3.6	0.0
	その他	10	30.0	70.0	20.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0

⑤ 子どもの放課後の過ごし方の希望

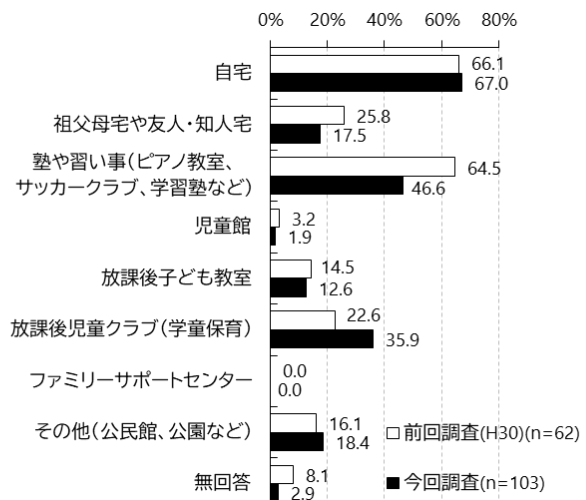
就学前児童の子どもの放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ(学童保育)」が低学年では52.4%、高学年では35.9%となっています。前回調査と比べ、低学年、高学年ともに「放課後児童クラブ(学童保育)」の割合は増加しています。

また、小学生の「放課後児童クラブ(学童保育)」を利用している割合は32.3%、放課後子ども教室に登録している割合は10.1%と、いずれも増加傾向にあります。

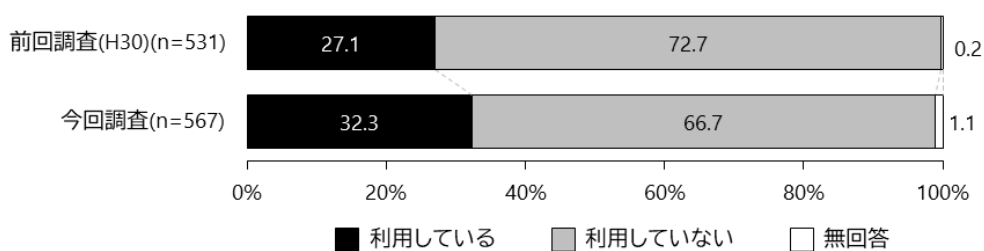
低学年のうちに過ごさせたい場所 (就学前児童)



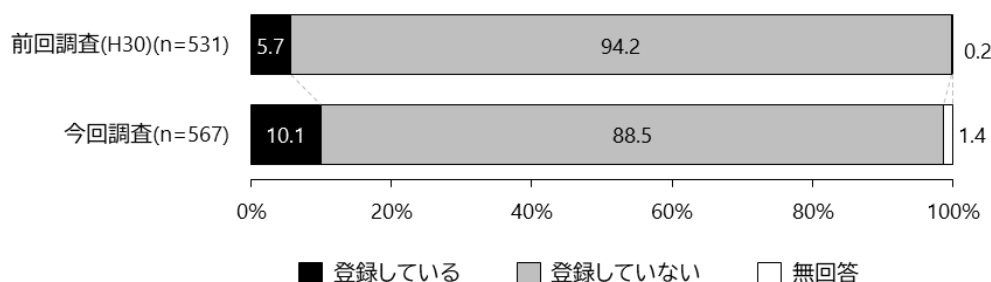
高学年になったら過ごさせたい場所 (就学前児童)



放課後児童クラブ(学童保育)を利用しているか(小学生)



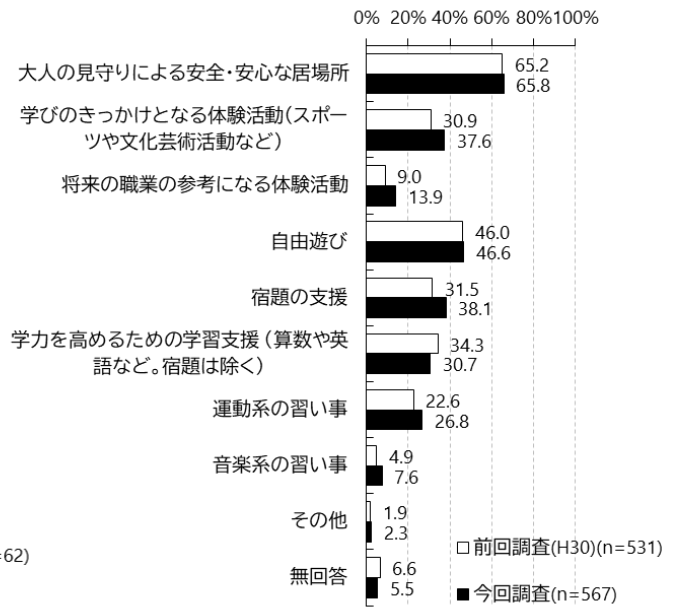
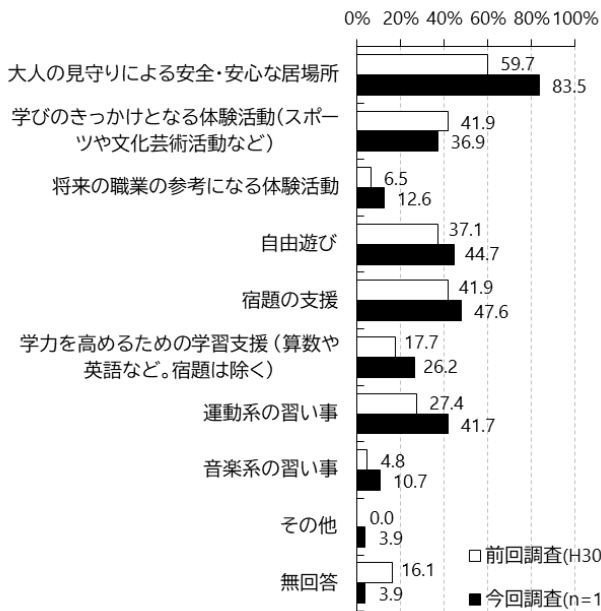
放課後子ども教室に登録しているか(小学生)



放課後に必要と思うものは「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が就学前児童で83.5%、小学生で65.8%と双方でともに高い割合となっています。

放課後に必要と思うもの（就学前児童）

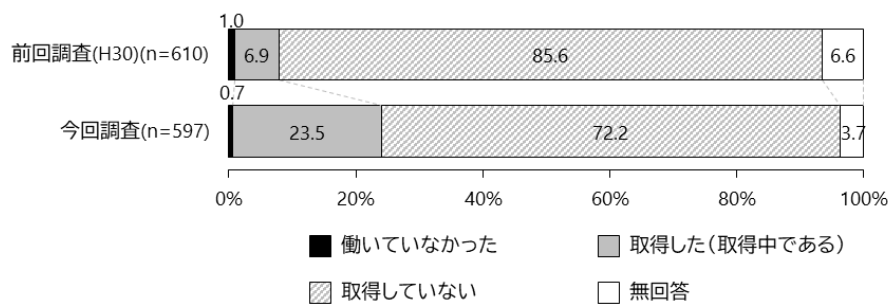
放課後に必要と思うもの（小学生）



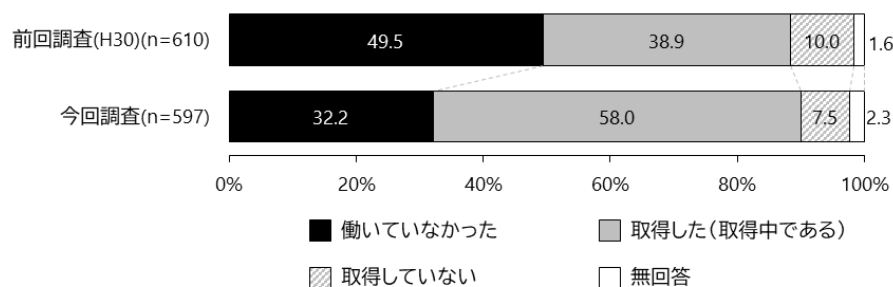
⑥ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

就学前児童の保護者で育児休業を取得していない割合は父親で72.2%、母親で7.5%といずれも前回調査と比べ、減少傾向にあります。

育児休業の取得状況（就学前児童・父親）



育児休業の取得状況（就学前児童・母親）



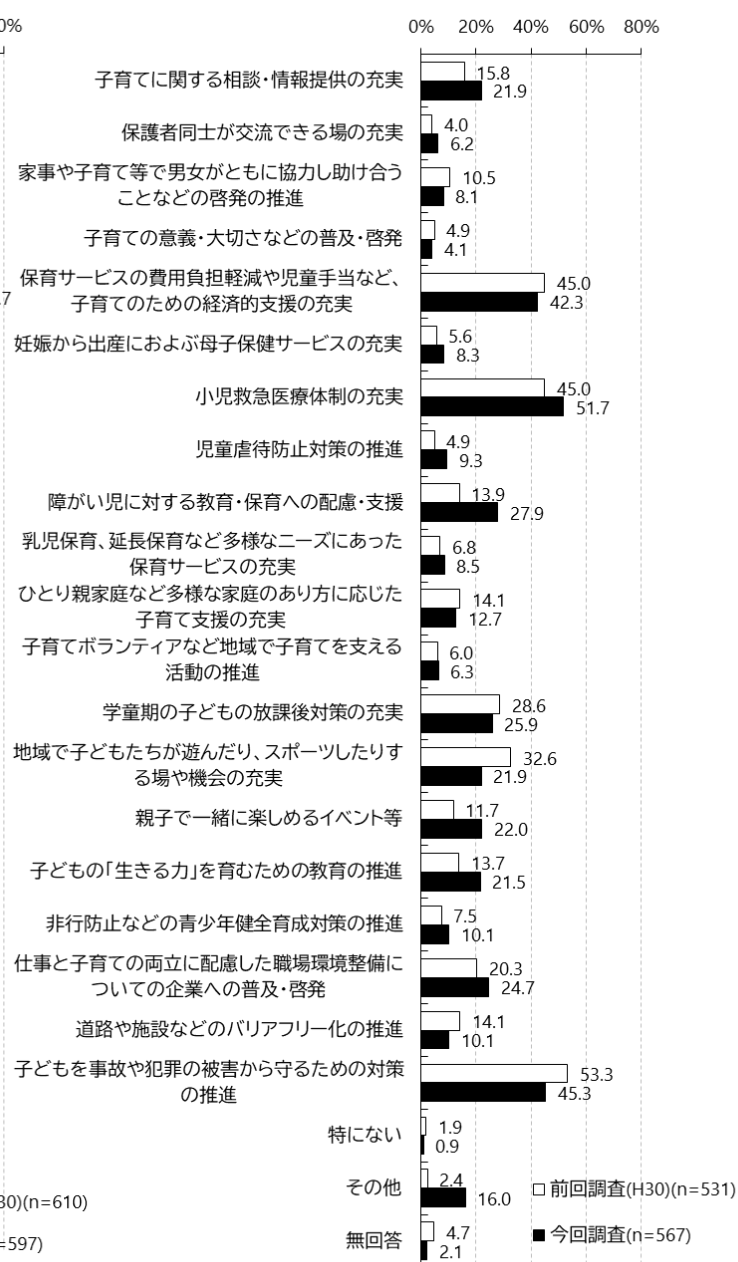
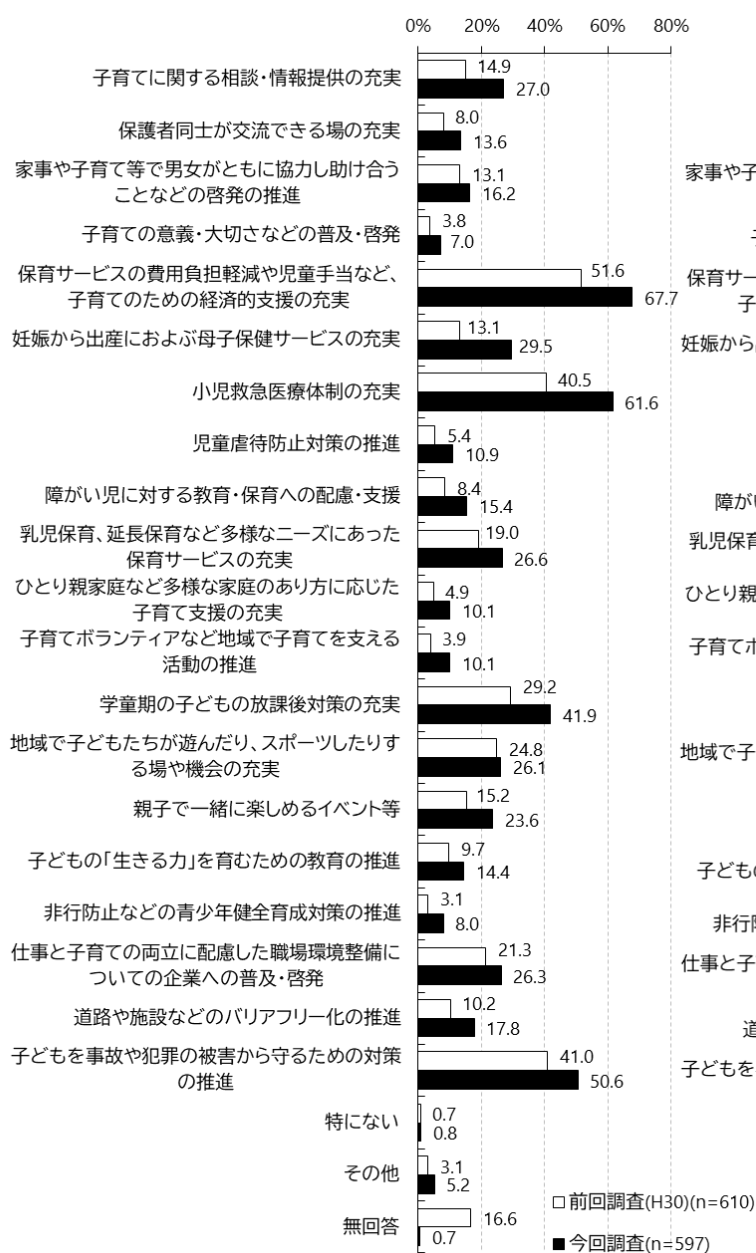
⑦ 市に期待すること

市に期待することは就学前児童の保護者では「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」、「小児救急医療体制の充実」、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」の順で多くなっています。

小学生の保護者では「小児救急医療体制の充実」、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」の順で多くなっています。

子育ての環境や支援について、 市に期待すること（就学前児童）

子育ての環境や支援について、 市に期待すること（小学生）



(3) ニーズ調査結果からみた課題

① 母親のフルタイムの就労の増加によるニーズへの対応

フルタイムで働いている就学前児童の母親が増加しており、パート・アルバイト等の就労、就労していない母親が減少傾向にあることから、母親が仕事に費やす時間は長くなっています。そういった状況から、こどもを施設等に預ける保育のニーズが今後増えることが予想され、家庭の就労パターンに応じた様々なサービスの量、質ともに整備が必要な状況となっています。

また、就学前のこどもが病気等の際には「父親が仕事を休んで見た」が増加しており、子育ての役割分担も「父母平等」が20.1%、「お母さん中心、お父さんも手伝っている」が48.4%と多くの家庭で子育ての分担が進んでいることがうかがえます。育児休業を取得した割合は父親、母親ともに増加していますが、父親では23.5%にとどまっていることから、仕事と子育ての両立支援のさらなる推進が必要です。

② 放課後児童クラブの質、量の改善への対応

就学前児童の低学年時、高学年時ともに過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」が増加傾向で、ニーズの高まりがうかがえます。放課後に必要と思うものとして、「大人の見守りによる安全・安心な居場所」が就学前児童、小学生の保護者ともに最も多いことから、保護者が放課後の時間の過ごし方について不安を感じていることがうかがえます。放課後児童クラブの質、量に不安を感じるという声もみられることから、今後の児童数の予測をみながら受入体制の整備と質の確保が求められています。

③ 地域での子育て意識の向上

子どもをみてもらえる親族・知人が「いずれもない」と回答した割合は就学前児童で17.8%、小学生で13.2%と少ないながらも増加傾向にあります。周りに家族、親族がおらず孤立する子育て家庭が全国的に増えている中で身近な地域で支え合える環境が重要となっています。就学前児童保護者の子育てグループの参加状況は「現在参加しており、今後も参加するつもりである」が2.2%と低くなっていますが、小学生保護者では子どもが地域の行事、イベントに「参加したことがある」割合は74.8%（主な内容は地域のお祭り）と高くなっています。こどもの成長とともに地域でのつきあいも多くなっていますが、こどもが小さいうちから、気軽に話し合えたり、相談できる場を増やし、子育てで孤立する世帯を出さないよう、地域で子育てを支える環境づくりが重要です。

④ 様々な子育て支援の充実について

市に期待することとして、就学前児童、小学生の保護者ともに「小児救急医療体制の充実」、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」や「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が多くなっています。

経済的な負担軽減のための取組を引き続き進めるとともに、こどもにとって安全・安心なまちづくりを推進することが求められています。

また、雨の日や猛暑でもこどもだけで過ごせる施設を求める声もあがっていることから、保育施設や放課後児童クラブ以外のこどもの遊び場、安全・安心な居場所の確保策を検討する必要があります。

第5節 子育て応援プランの進捗状況と今後の課題

(1) 次世代育成支援・子育て支援施策の進捗状況

令和2年度からの「次世代育成支援行動計画」については、「袖ヶ浦市子育て応援プラン」として「子ども・子育て支援事業計画」と一体的に策定し、推進しています。

施策・事業の進捗状況については、毎年度、担当課による個別事業の点検・評価を行い、その結果を公表しており、令和2年度末から令和5年度末にかけての評価結果は次のとおりです。令和5年度末の評価は、全99事業のうち、「A:計画どおり進んでいる」は63事業(63.6%)、「B:概ね計画とおり進んでいる」は23事業(23.2%)、「C:計画どおり進んでいない」は13事業(13.1%)、「D:未実施」は0事業となっています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の全部又は一部が実施できなかったものもあり、その場合は評価を()書きで記載しています。

施策・事業の進捗状況評価結果

基本目標－施策	個別事業 評価区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		事業数	評価	事業数	評価	事業数	評価	事業数	評価
Ⅰ. 地域における子育て支援の充実 (1)地域における子育て支援サービスの充実 (2)保育サービスの充実 (3)子どもの健全育成環境の充実 (4)子育て支援ネットワークづくりと人材の活用 (5)子育てに係る経済的負担の軽減	A評価	37	14 37.8%	37	18 48.6%	37	19 51.4%	37	20 54.1%
	B評価		11 (7) 29.7%		8 (5) 21.6%		10 (4) 27.0%		8 (1) 21.6%
	C評価		11 (10) 29.7%		10 (9) 27.0%		7 (5) 18.9%		9 (5) 24.3%
	D評価		1 (1) 2.7%		1 (1) 2.7%		1 (1) 2.7%		0 0.0%
Ⅱ. 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進 (1)切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実 (2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (3)食育等の充実 (4)子どもの健やかな成長を見守る地域づくり	A評価	13	4 30.8%	13	7 53.8%	13	7 53.8%	13	8 61.5%
	B評価		6 (3) 46.2%		4 (1) 30.8%		4 (1) 30.8%		3 23.1%
	C評価		3 (3) 23.1%		2 (2) 15.4%		2 (2) 15.4%		2 (1) 15.4%
	D評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
Ⅲ. 子どもが健やかに育つ環境の整備 (1)未来の親の育成 (2)子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備 (3)家庭や地域の教育力の向上 (4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	A評価	14	5 35.7%	14	6 42.9%	14	9 64.3%	14	6 42.9%
	B評価		5 (2) 35.7%		5 (1) 35.7%		3 21.4%		6 42.9%
	C評価		2 (2) 14.3%		2 (1) 14.3%		2 (1) 14.3%		2 (1) 14.3%
	D評価		2 (2) 14.3%		1 (1) 7.1%		0 0.0%		0 0.0%
Ⅳ. 子育てを支援する生活環境の整備 (1)安全な道路交通環境の整備 (2)安心して遊べる環境の整備	A評価	3	3 100.0%	3	2 66.7%	3	2 66.7%	3	2 66.7%
	B評価		0 0.0%		1 33.3%		1 33.3%		1 33.3%
	C評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
	D評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
Ⅴ. 仕事と家庭の両立の推進 (1)仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等 (2)多様な働き方に対応したサービス基盤の整備	A評価	3	0 0.0%	3	1 33.3%	3	0 0.0%	3	2 66.7%
	B評価		1 (1) 33.3%		2 (1) 66.7%		2 (1) 66.7%		1 33.3%
	C評価		1 33.3%		0 0.0%		1 (1) 33.3%		0 0.0%
	D評価		1 (1) 33.3%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
Ⅵ. 子どもの安全の確保 (1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (2)子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3)被害にあった子どもの支援の推進	A評価	10	3 30.0%	10	5 50.0%	10	6 60.0%	10	7 70.0%
	B評価		4 40.0%		3 (1) 30.0%		4 (2) 40.0%		3 30.0%
	C評価		3 (3) 30.0%		2 (2) 20.0%		0 0.0%		0 0.0%
	D評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
Ⅶ. 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備 (1)児童虐待防止対策の充実 (2)ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3)障がい児施策の充実 (4)経済的に困難な子どもの支援	A評価	19	14 (2) 73.7%	19	18 94.7%	19	18 94.7%	19	18 94.7%
	B評価		5 26.3%		1 5.3%		1 5.3%		1 5.3%
	C評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
	D評価		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%		0 0.0%
計画全体	A評価	99	43 43.4%	99	57 57.6%	99	61 61.6%	99	63 63.6%
	B評価		32 (15) 32.3%		24 (9) 24.2%		25 (8) 25.3%		23 (1) 23.2%
	C評価		20 (18) 20.2%		16 (14) 16.2%		12 (9) 12.1%		13 (7) 13.1%
	D評価		4 (4) 4.0%		2 (2) 2.0%		1 (1) 1.0%		0 0.0%

(2) 基本目標別成果指標の推移と今後の課題整理

本市では、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の取組を検討していくため、個別事業レベルの進捗状況(アウトプット)に加え、平成24年度から年1回のペースで「子育てアンケート」を実施し、個別事業を束ねた施策レベル、計画レベルの成果指標(アウトカム)を経年的に測定しています。

令和2年度から令和6年度における調査は、小学校在学生までの保護者1,100人を対象に、郵送配布・郵送回収(又は Web フォーム回答)にて実施しており、以下にその主な結果についてまとめます。(※Web フォームでの回答は令和3年度より実施)

子育てアンケート調査の調査票回収結果

実施年度	調査時期	回収数
令和2年度	令和2年10月1日～20日	596 人(回収率:54.2%)
令和3年度	令和3年8月 25 日～9月 15 日	521 人(回収率:47.4%)
令和4年度	令和4年7月 25 日～8月 22 日	552 人(回収率:50.2%)
令和5年度	令和5年5月 31 日～6月 30 日	563 人(回収率:51.2%)
令和6年度	令和6年6月 3 日～7月5日	547 人(回収率:49.7%)

●基本目標Ⅰ「地域における子育ての支援の充実」(37事業)

① 計画期間中の主な取組と成果指標

地域における子育てを支援するため、教育・保育施設の整備・充実のほか、一時預かり、延長保育、病児保育、病後児保育といった教育・保育サービスや、保育料の軽減、子ども医療費の助成、ファミリー・サポート・センター、子育てポータルサイトなど、子育て支援に関わる事業を計画的に実施しています。待機児童対策として、私立認可保育所、私立小規模保育所の整備支援を行ったほか、放課後児童クラブの運営支援等を実施しています。

成果指標について、認可保育所(園)の整備等により、待機児童数は着実に減少しています。「子育てに関して楽しいと感じる割合」は、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。「子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合」は、少しずつ減少傾向にあり、「学校等以外で子どもが交流できる場を持っていると感じる割合」は56.8%と上昇しました。

基本目標Ⅰに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育施設における待機児童数	60人	46人	23人	2人	0人
子育てに関して楽しいと感じる割合	62.6%	58.3%	61.4%	62.0%	62.2%
子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合	94.8%	91.7%	91.7%	89.3%	90.7%
学校等以外で子どもが交流できる場を持っていると感じる割合	50.2%	44.6%	50.1%	55.2%	56.8%

② 今後の課題・方向性

教育・保育サービスについては、施設の量的拡充により待機児童数の減少につながっています。今後も、延長保育、休日保育、病児・病後児保育事業等のさらなる充実により多様な保育需要に対応し、保護者の育児負担の軽減を図っていく必要があります。

子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合が減少傾向にあることから、市の伴走型支援や各種相談窓口での対応のほか、子育て支援センターなどにより、多様な相談に対応する体制を充実させる必要があります。

●基本目標Ⅱ「母性及び乳幼児等の健康づくりの推進」(13事業)

① 計画期間中の主な取組と成果指標

母性及び乳幼児等の健康づくりの推進のため、妊婦健康診査助成、育児支援のための相談、幼児期に合わせた生活習慣の指導等を実施、令和5年度から産婦健康診査を開始しました。産前産後ヘルパー派遣事業、離乳食と歯の相談会(月1回)、産後ケア事業を実施し、ガウラパパママ応援ギフト事業(出産・子育て応援給付金)により、伴走型支援と給付金の支給を実施しています。

成果指標について、「子どもを産み育てやすいと感じる割合」は、減少傾向にあります。「子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合」は75%前後で推移しています。

基本目標Ⅱに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもを産み育てやすいと感じる割合	70.5%	70.6%	63.1%	61.8%	61.8%
子どもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合	73.4%	77.4%	75.0%	75.0%	73.3%

② 今後の課題・方向性

核家族化の進行、共働き世帯が増加する中で、コロナ禍に伴う生活様式の変化や物価高騰による社会経済情勢の変化などもあり、「子どもを産み育てやすいと感じる割合」が大きく低下している可能性があります。伴走型支援及び給付金等の新しい施策もスタートしており、事業の効果等を注視する必要があります。

1歳6か月児・3歳児健康診査におけるむし歯のあるこどもの数が着実に減少しているなど、母子保健に係る取組の成果が表れており、引き続き妊産婦、乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実と母子保健サービスの充実に取り組んでまいります。

地域子育て支援拠点(子育て支援センター等)や、市の各種の子育て支援事業について、ニーズがある層に着実に情報が届くよう、情報発信や相談体制を充実する必要があります。

●基本目標Ⅲ「子どもが健やかに育つ教育環境の整備」（14事業）

① 計画期間中の主な取組と成果指標

基礎学力向上支援教員、外国語指導助手、スクールカウンセラーや心の相談員等の配置、1人1台のタブレット端末による、デジタル教科書やコンテンツ教材の活用、情報モラル教育の実施、学校司書の配置などによる学校図書館の機能の向上と調べ学習への取組を進め、教育環境の整備を実施してきました。

成果指標について、「子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合」は、令和6年度で51.5%と令和2年度と比較して大きく低下しました。「子どもが自然・社会・文化体験をしやすい環境だと感じる割合」は、増減はあるものの、令和6年度は64.0%と上昇しています。

基本目標Ⅲに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合	70.1%	58.6%	59.5%	55.8%	51.5%
子どもが自然・社会・文化体験をしやすい環境だと感じる割合	60.5%	53.7%	54.3%	60.0%	64.0%

② 今後の課題・方向性

コロナ禍において、多くの学校行事が中止・縮小されるなど、こどもの活動に長く制限がかかりました。また、教職員の働き方改革も進む中、保護者がこどもの活動をみる機会が減っていることから、教育環境の指標低下につながっているものと推測します。

これまでも、生きていくための力を育む教育として、主体的に学ぶ姿勢、基礎学力の向上等に取り組んできましたが、引き続き教育環境の整備に努めるとともに、家庭と学校とをつなぐ「開かれた学校」の取組を推進します。

また、放課後や長期休暇中のこどもの居場所として、放課後児童クラブや放課後子ども教室を含め、多様なニーズに対応するための取組の充実が求められています。

●基本目標Ⅳ「子育てを支援する生活環境の整備」（3事業）

① 計画期間中の主な取組と成果指標

安心して子育てをする環境づくりとして、道路や公園の整備を実施し、「市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区として位置づけた長浦駅周辺地区及び袖ヶ浦駅周辺地区のバリアフリー整備を推進するとともに、公園樹木の剪定・伐採など適切な管理により死角をなくすことで、交通事故や犯罪防止に努めました。

成果指標について、「道路・公園・交通機関等が安全で使いやすいと感じる割合」は通年して過半数に達しています。

基本目標Ⅳに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
道路・公園・交通機関等が安全で使いやすいと感じる割合	52.8%	52.4%	55.3%	54.1%	53.4%
公園施設のバリアフリー化率※	59.2%	60.4%	60.4%	60.4%	—

※バリアフリー化率は、年度末までの実績であるため、令和6年度の数値は未定。

② 今後の課題・方向性

成果指標の結果からも取組の成果が表れており、今後も引き続き子育て家庭が安心して子育てができる生活環境の整備を推進していきます。

安心して子育てができる環境づくりのため、バリアフリー化を含めた公園環境の適切な管理に引き続き取り組みます。

●基本目標Ⅴ「仕事と家庭の両立の推進」（3事業）

① 計画期間中の主な取組と成果指標

男女共同参画セミナーの開催や県等が作成するパンフレットの配布等を通じて仕事と生活の調和実現のための啓発活動等を実施しています。

成果指標については、保育施設の整備を進めたことにより待機児童数は順調に解消しているものの、「仕事と生活の両立が図られていると感じる割合」は近年では60%前後で推移しています。

基本目標Ⅴに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
仕事と生活の両立が図られていると感じる割合	64.8%	71.3%	61.8%	61.4%	59.8%
保育施設における待機児童数（再掲）	60人	46人	23人	2人	0人

② 今後の課題・方向性

「仕事と生活の両立が図られていると感じる割合」は令和4年度以降大きな変化がみられないものの、共働き世帯が増加する中であって、企業や事業所においてワーク・ライフ・バランスに関する制度の導入が進んでおり、育児休業の取得率では父親・母親ともに上昇していることから、引き続き、制度利用の周知等により職場の理解の醸成を図り、ワーク・ライフ・バランスの環境改善に向けた取組を継続する必要があります。

また、働きながら子育てをする世帯を支えるため、待機児童対策に努めるとともに、放課後児童クラブの整備など、こどもが安心して過ごせる場所の確保が求められています。

●基本目標VI「子どもの安全の確保」(10事業)

① 計画期間中の主な取組と成果指標

交通安全教室、保育所(園)等における自主防災活動、交通防犯ボランティア等によるパトロール活動や子ども110番連絡所の設置など、児童の見守りや地域の防犯に取り組んでいます。

成果指標について、「子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合」は、大きく増減しており、令和6年度は40.8%となっています。また、「地域における防犯活動が活発であると感じる割合」は令和6年度で34.9%となっております。

基本目標VIに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合	43.3%	34.9%	42.5%	32.3%	40.8%
地域における防犯活動が活発であると感じる割合	47.0%	37.2%	42.9%	34.9%	34.9%

② 今後の課題・方向性

「子どもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合」は大きく増減しているものの、袖ヶ浦市の交通事故件数や刑法犯認知件数では、長期的には減少傾向にあります。

ニーズ調査結果では、市に期待することとして「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」が上位にあげられるなど、保護者のニーズは高まっていることから、引き続き、交通安全、防犯等の対策に地域全体で取り組む必要があります。

●基本目標Ⅶ「配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備」（19 事業）

① 計画期間中の主な取組と成果指標

要保護児童対策地域協議会代表者・実務者・個別支援会議等を開催し、要保護・要支援児童に対する個別の対応や児童の虐待防止、早期発見・早期対応等に取り組んでいます。

成果指標について、「児童虐待の防止など子どもを地域全体で見守る取組が進んでいると感じる割合」は、令和6年度で27.4%となっており、増減はあるものの令和2年度より減少しています。

また、障がい児を受け入れている保育所（園）等の数は令和5年度で20か所となっており、増加しています。

基本目標Ⅶに係る成果指標の経年変化

成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童虐待の防止など子どもを地域全体で見守る取組が進んでいると感じる割合	34.4%	24.9%	30.4%	22.4%	27.4%
障がい児を受け入れている保育所（園）、認定こども園、放課後児童クラブの数※	17 か所	16 か所	16 か所	20 か所	—

※障がい児の受入れを行った施設の実数。年度末までの実績であるため、令和6年度の数値は未定。

② 今後の課題・方向性

児童虐待を防止するためには、地域全体で子どもを見守る支援体制を整備し、発生予防から保護・支援までのあらゆる段階において、関係機関が相互に情報を共有し、取り組むことが極めて重要であることから、今後も引き続き、要保護・要支援児童に対する対応の充実を図っていく必要があります。

障がい児福祉計画に基づき、障がいに対応して年齢の節目ごとに切れ目なく自立生活を支援する体制の充実を図っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち

本市では、すべての市民が将来にわたって不安を感じることなく子育てできる環境をつくり、未来に生きるこどもが明るく夢や希望を持つことができるまちづくりに取り組むため、こどもが健やかに生まれ育つ環境の整備推進のための「次世代育成支援行動計画」と、幼児期の学校教育・保育の確保方策等について定める「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定し、子ども・子育て分野の事業拡充を図ってきました。

そうした中、未来の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体でこども施策を総合的に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。

一方で、本市の子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進展や地域のつながりのさらなる希薄化などによりめまぐるしく変化しており、身近な地域で支え合える相手が少なくなるなど、子育てに対する負担感の増加や孤立化が懸念されています。

そのため、妊娠期から出産、子育てに至るライフステージに合わせた切れ目のない包括的な支援が求められています。

2期10年にわたり推進してきた「袖ヶ浦市子育て応援プラン」の取組について、基本的な視点を踏まえ、施策の推進に継続性を持たせるとともに、多様化するニーズに対応する施策に取り組むため、「子育て応援プラン(第3期)」の基本理念については、第2期に引き続き「こどもの笑顔がかがやき、安心して子育てできるまち」とします。

「家庭」「地域」「行政」の三者が協働しながら、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深めて支援し、これまでの取組を発展させることによって、こどもの健やかな育ちと、すべての家庭が喜びや生きがいを感じながら、安全に、安心して子育てができるまちを目指します。

第2節 計画推進のための基本的視点

本市では、これまで様々な視点から、子ども・子育て支援事業分野における施策の推進を図ってきました。本計画においても、次の基本的視点に立ち、基本理念の実現に努めるものとします。

(1) 妊娠期・出産・子育てに関わる切れ目のない支援の視点

核家族化の進展、共働き家庭の増加、コロナ禍の影響による人や地域のつながりのさらなる希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化している中、子育てに関わるライフステージの各場面において様々な支援が求められています。

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援に結びつけることにより、家庭や子どもを持ちたいというすべての人々の希望を実現できる社会を目指します。

(2) 「誰一人取り残さない」社会を実現する視点

こどもの乳児期、幼児期、学童期といった発達段階や、一人ひとりの個性を踏まえ、個々の発達に合わせた適切で質の高い子育て支援サービスを確保し、すべてのこどもが当事者として持続可能な社会に参画できる社会、こどもの最善の利益が実現される社会を目指します。

また、こどもの困難には、障がい、疾病、虐待、貧困、言語など様々な要因が複合的に重なっていることから、社会的支援を必要とするこどもや家庭を確実に把握し、自立支援の観点も踏まえた適切な支援に結びつける、こどもの健やかな育ちを等しく保障する社会を目指します。

(3) 地域全体で支える視点

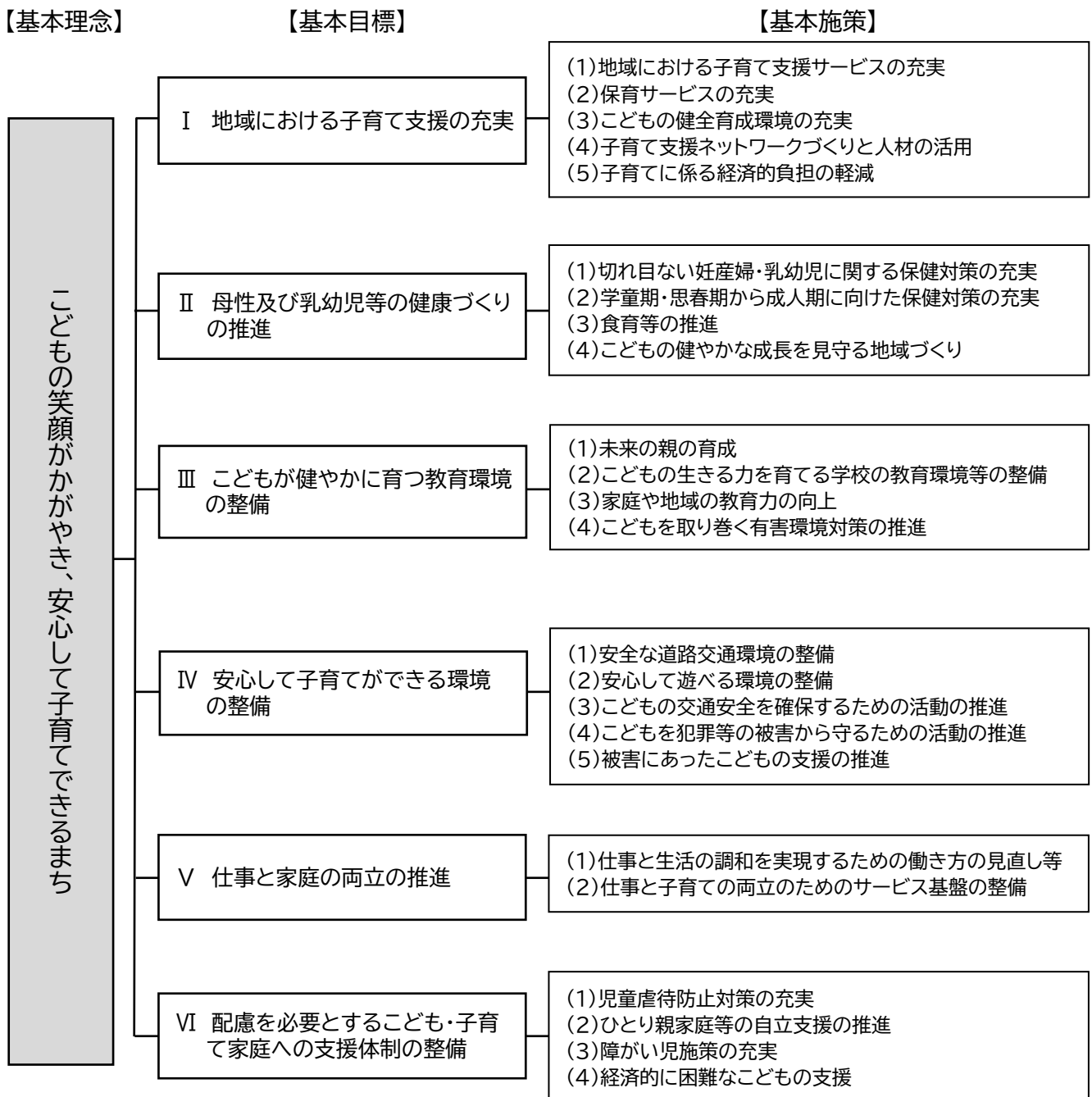
保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、市が子ども・子育て支援の質と量を充実させるとともに、家庭、保育所(園)等、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、それぞれの役割を果たすことができる社会を目指します。

また、育児休業及び短時間勤務の取得など、子育て支援に係る職場環境づくりを促進し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を図ることができる社会を目指します。

第3節 施策体系

基本的視点のもと、基本理念に掲げるまちの実現に向け、次の施策体系により、計画を推進します。計画の推進にあたっては、これまでの施策・事業の取組や市民ニーズ等を踏まえ、施策の追加や強化(事業の充実)を行うことで、計画を推進し、指標等の改善につなげていきます。

計画の施策体系



第4節 指標の設定

本計画を推進するに当たっては、利用者の視点に立った点検・評価を行うため、年1回のペースで実施する「子育てアンケート」によって市民意識の経年的な測定を行うことを踏まえ、次のとおり基本目標ごとの成果指標(アウトカム)を設定します。

基本目標	成果指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
Ⅰ 地域における子育て支援の充実	保育施設における待機児童数（国基準）	0 人	0 人
	子育てを楽しんでいると感じることの方が多く人の割合	62.2%	65%以上
	子育てに関して身近で気軽に相談できる人がいる割合	90.7%	現状値以上
	保育所や学校等以外で、こども同士の交流や他世代との交流の機会が持っていると感じる割合	56.8%	60%以上
Ⅱ 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進	妊娠や出産、出産後の経過を振り返って、こどもを産み育てやすいと感じる割合	61.8%	70%以上
	こどもが健康的な食生活を身に付けていると感じる割合	73.3%	78%以上
Ⅲ こどもが健やかに育つ教育環境の整備	こどもが主体的に生きていくための力を育む教育環境があると感じる割合	51.5%	60%以上
	こどもが自然・社会・文化体験しやすい環境だと感じる割合	64.0%	65%以上
Ⅳ 安心して子育てができる環境の整備	地域においてこどもに係る事故や犯罪が少なくなったと感じる割合	40.8%	現状値以上
	道路、公園、遊び場、交通機関、公共的建物等が安全で使いやすいと感じる割合	53.4%	56%以上
Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進	仕事と生活の両立が図られていると感じる割合	59.8%	65%以上
	保育施設における待機児童数（国基準）（再掲）	0 人	0 人
Ⅵ 配慮を必要とするこども・子育て家庭への支援体制の整備	児童虐待の防止など、こどもを地域全体で見守る取組が進んでいると感じる割合	27.4%	34%以上
	障がい児を受け入れている保育所（園）、認定こども園、放課後児童クラブの数	20 か所 (R5 実績)	現状値以上

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域における子育て支援の充実

子育ては、家庭だけの問題ではなく、地域全体で支え、見守ることが重要です。

保護者が、子育てについて責任を有していることを前提としつつ、様々な支援を受け、安心して子育てができるよう、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育てについて負担や不安、孤立感を感じている子育て家庭が、必要な情報提供や適切な相談支援等が受けられるよう、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

〔基本施策〕

（１）地域における子育て支援サービスの充実

子育て支援センターをはじめとして、気軽に相談ができる体制を強化するとともに、子育て支援アプリを活用するなど、必要な子育て支援サービスの情報提供に努めます。

また、一時預かりや病児・病後児保育事業等、地域における子育て支援サービスの更なる拡充に取り組むとともに、国の改正に合わせ「こども誰でも通園制度」への対応を進めます。

（２）保育サービスの充実

こどもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用することができるよう、保育所（園）等の整備をはじめ、地域型保育事業、延長保育・障がい児保育の充実を図ります。

あわせて、保育の質の向上のため、保育士の外部研修の充実や、保育所（園）内における自主研修の実施等による人材育成に努めます。

（３）こどもの健全育成環境の充実

放課後や週末等に、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを進めるとともに、小中学生の自然体験、総合型地域スポーツクラブ等、多様な体験活動の場や学習機会を提供して、児童の健全育成に取り組めます。

（４）子育て支援ネットワークづくりと人材の活用

地域における子育て支援ネットワークの形成を促進し、各種の子ども・子育て支援が、利用者に十分認知されるよう、多様な情報提供に努めます。

また、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育て支援を行っているボランティア・NPOとの連携を図り、子育て支援の担い手となる人材の確保、活用を図ります。

(5) 子育てに係る経済的負担の軽減

ひとり親世帯をはじめ、経済的な負担や不安を抱える多くの子育て家庭に対応するため、妊婦のための支援給付、高校生までの子どもの医療費助成や幼児教育・保育の無償化の実施等により、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

◆具体的事業◆ ★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】・【一部新規】は本計画より新たに位置づけられた事業				
No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
I-1	★子育て世代包括支援事業	妊娠期から子育てまで切れ目のない一体的かつ継続的な相談・支援業務を担うこども家庭センターを運営します。	子育て支援課	(1)
I-2	★地域子育て支援拠点事業	出産から育児まで、子育てに関する情報提供や専門職による相談対応・助言を行うとともに、各種講座やイベントを開催することで、親子同士が交流を図ることのできる地域子育て支援センターを運営又は助成します。	保育幼稚園課	(1)
I-3	★産前産後ヘルパー派遣事業	家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられない母親が安心して子育てできるよう産前産後において有償のヘルパー派遣サービスを提供します。	子育て支援課	(1)
I-4	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者と援助提供希望者が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリー・サポート・センターを運営します。	子育て支援課	(1) (4)
I-5	★子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童養護施設において一定期間、養育・保護を行います。	子育て支援課	(1)
I-6	★病後児保育	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育幼稚園課	(1)
I-7	★病児保育	病気の回復期に至っておらず集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育幼稚園課	(1)
I-8	★一時預かり事業等	保護者の急な疾病などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所(園)において保育を行います。	保育幼稚園課	(1)
I-9	★こども誰でも通園制度【新規】	満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間まで保育を提供します。	保育幼稚園課	(1)
I-10	★放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	子育て支援課	(1) (3)
I-11	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、放課後児童クラブの新規整備を推進します。	子育て支援課	(1) (3)
I-12	子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【一部新規】	子育て支援アプリを活用し、子育て情報を発信するとともに、子育て関係手続の利便性向上を図ります。また、「すくすく子育てぶっく」の配布により紙媒体及び電子書籍での情報提供を行います。	子育て支援課 健康推進課	(1) (4)

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
I-13	各種相談	家庭児童相談、母子・父子自立支援相談、保育所(園)巡回相談、利用者支援事業(★)、教育相談、訪問相談、医療機関と連携した教育相談、就学相談、県立楨の実特別支援学校教諭巡回相談(幼稚園、保育所)、療育や障害福祉に関する相談支援を実施します。	子育て支援課 保育幼稚園課 学校教育課 総合教育センター 障がい者支援課	(1)
I-14	★通常保育	就労等の理由により、保護者自らが保育することが困難な場合に、保護者に代わって保育します。	保育幼稚園課	(2)
I-15	★延長保育	保護者の多様な就労形態に応えるため、通常の開所時間を超えて保育します。	保育幼稚園課	(2)
I-16	障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育幼稚園課	(2)
I-17	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育幼稚園課	(2)
I-18	★保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化	保育協議会を活用した保育士の研修の充実、保育所(園)における専門的な人材の育成に努めます。	保育幼稚園課	(2)
I-19	入所待ち補助金事業	保育施設への入所を希望しているものの、入所待ちとなっている児童がやむを得ず一時預かりや認可外保育施設を利用する場合に、その保護者を支援します。	保育幼稚園課	(2)
I-20	★待機児童対策のための保育所等の整備	待機児童対策のため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課	(2)
I-21	★待機児童対策のための地域型保育事業の推進	待機児童対策のため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課	(2)
I-22	★保育所(園)の園庭開放	自宅で保育している親子のため園庭を開放し、地域のこども同士とのふれあいと交流の場を提供します。	保育幼稚園課	(3)
I-23	地域世代間交流事業	地域における世代間交流活動を実施し、児童と地域の高齢者との交流を図ります。	保育幼稚園課	(3)
I-24	子どもの遊び場の適正管理等	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	子育て支援課	(3)
I-25	放課後子ども教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、こどもの安全・安心な活動場所を提供するとともに、異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施します。	生涯学習課	(3)
I-26	青少年教育推進事業	青少年育成団体への支援や講座等の実施により、児童等を対象に自然体験や社会体験などの機会を提供します。	生涯学習課 各交流センター	(3)
I-27	青少年健全育成団体への支援	地域の青少年健全育成団体を支援し、地域全体でこどもを育む活動を推進します。	生涯学習課 各交流センター	(3)
I-28	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	市内5地区の総合型地域スポーツクラブの活性化を図るため、連絡協議会の運営、スポーツイベントの実施・クラブマネージャーの育成を行います。	スポーツ振興課	(3)

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
I-29	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所(園)、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 保育幼稚園課	(4)
I-30	子育て支援ボランティア・NPOへの支援	地域で子育て支援を行っているボランティア・NPOへの支援、子育てイベントの後援等を実施します。	子育て支援課 保育幼稚園課	(4)
I-31	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課	(4)
I-32	青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議	学校・家庭・地域が連携して青少年の健全育成を図る体制づくりを推進するため、青少年育成袖ヶ浦市民会議とその下部組織の地区住民会議を支援します。	生涯学習課 各交流センター	(4)
I-33	地域福祉活動団体支援事業	地域コミュニティの形成を目的として、地域のこども、その保護者及び地域住民等が食事を取りながら相互に交流を行う場を提供する市民活動団体等を支援します。	地域福祉課	(4)
I-34	妊婦のための支援給付・★妊婦等包括相談支援事業【新規】	妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、保健師等の専門職による面談等による「伴走型相談支援」と、妊娠届出時等に「妊婦のための支援給付」を一体的に実施します。	子育て支援課	(5)
I-35	高校生までの子どもの医療費助成	こどもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生相当年齢までの医療費、調剤費等の一部を助成します。	子育て支援課	(5)
I-36	幼児教育・保育の無償化	幼稚園や保育施設などに通う3歳以上の児童の保育料を無償とします。また、3歳未満で保育を必要とする住民税非課税世帯の児童の利用料についても無償とします。	保育幼稚園課 学校教育課	(5)

基本目標Ⅱ 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進

安心してこどもを産み、育てられるまちづくりを進めるため、母子の健康の確保及び増進に向けた取組を進めることが重要です。

母親が妊娠期を健やかに過ごすとともに、安心して出産に臨み、子育てができるよう、こども家庭センターを中心に、保険、医療、福祉、教育等の各分野と連携し、切れ目のない一体的かつ継続的な相談・支援体制を構築します。

また、未来の親となるこどもたちの将来に向けて生命(いのち)の大切さを理解できる機会を設けるとともに、母子の疾病予防や、健康な生活習慣の確立に向けた食育の推進等を図ります。

〔基本施策〕

(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

妊娠期から出産、子育てまで、各ライフステージに関する情報発信に努めるとともに、相談体制を充実させ、必要な支援へと結びつけます。

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

未来の親となるこどもたちの将来に向け、心身の健康や性に関する正しい知識の普及や、喫煙、飲酒、薬物乱用の防止等に取り組めます。

(3) 食育等の推進

乳幼児から望ましい食習慣を定着させ、家庭で健全な食生活が営むことができるよう支援の充実に努めます。

また、生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する知識の普及啓発に取り組めます。

(4) こどもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域全体がこどもの成長を見守り、支える機運を醸成するため、日常の活動を通じて関係機関の相互連携の強化と地域ネットワークの構築を図ります。

◆具体的事業◆

★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】・【一部新規】は本計画より新たに位置づけられた事業

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
Ⅱ-1	母子保健に関する各種相談・教室	乳幼児期の生活習慣(保健・歯科・栄養)について相談や教室で指導を行うとともに、発達段階に応じた事故防止方法について情報提供を行います。	健康推進課	(1)
Ⅱ-2	★妊婦・乳児健康診査	安心して妊娠・出産できるよう妊婦一般健康診査受診券を母子手帳交付時に交付するとともに、ハイリスク妊婦等への支援を強化します。	子育て支援課	(1)

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
Ⅱ-3	妊産婦・新生児訪問指導	正常な妊娠・出産を迎えるための妊婦の保健指導を実施します。また、産婦及び新生児の健康や育児支援を行います。	子育て支援課	(1)
Ⅱ-4	★産後ケア事業	産後における心身の不調や育児への不安等の解消のため、母親と赤ちゃんを対象に、乳房ケアや授乳指導、心身のケアなどの支援を実施します。	子育て支援課	(1)
Ⅱ-5	歯科疾患予防事業	う蝕予防のためのフッ化物応用、歯科保健指導等口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組を実施します。	健康推進課	(1)
Ⅱ-6	幼児健康診査	幼児期の発達の節目に健康診査を実施し、栄養・歯科保健の相談を受けています。 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・2歳児歯科健康診査	健康推進課	(1)
Ⅱ-7	予防接種事業	感染症を予防するため、接種勧奨を実施するとともに、安心して予防接種が受けられるよう情報提供や相談・指導を行います。	健康推進課	(1)
Ⅱ-8	性に関する正しい知識の啓発・指導	望まれぬ妊娠の減少、性感染症予防等、性に関する正しい知識の啓発・指導を行います。	学校教育課	(2)
Ⅱ-9	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等	学校での普及啓発、健康教育、講習会を実施します。	学校教育課	(2)
Ⅱ-10	乳幼児の生活習慣の確立への支援強化	健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、乳幼児期の生活習慣確立に向けた支援を強化します。	健康推進課 保育幼稚園課	(3)
I-1 (再掲)	★子育て世代包括支援事業	地域のすべての妊産婦、子育て世帯に対して、妊娠から子育てまで切れ目のない一体的かつ継続的な相談・支援業務を担うこども家庭センターを運営します。	子育て支援課	(1)
I-12 (再掲)	子育て支援アプリの活用・その他子育て情報の充実【一部新規】	子育て支援アプリを活用し、子育て情報を発信するとともに、子育て関係手続の利便性向上を図ります。また、「すくすく子育てぶっく」の配布により紙媒体及び電子書籍での情報提供を行います。	子育て支援課 健康推進課	(1)
I-29 (再掲)	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所(園)、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 保育幼稚園課	(4)

基本目標Ⅲ こどもが健やかに育つ教育環境の整備

次代を担うこどもが明るい未来を思い描きながら考え、多様な人々とののかかわりあいを通じて共に学び、思いやりの心を育むことで自らの可能性を広く伸ばすことのできる力を育てる教育環境整備に取り組みます。

また、こどもを取り巻く環境が目まぐるしく変化する時代においては、一人一人が主体的に判断し、行動できる力を育成する環境づくりを推進し、教育力の向上を目指します。

〔基本施策〕

（１）未来の親の育成

こどもは未来の親になるという認識のもと、豊かな人間性の形成や、自立した家庭を築く糧となる、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を推進します。

（２）こどもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備

外国語教育、情報教育、読書教育、多様な体験活動を引き続き推進するとともに、スクールカウンセラー等の配置により思春期に多い悩みごとへの相談対応に取り組みます。

また、学校評議員制度や学校評価の活用等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域に根ざした開かれた学校づくりを進めます。

（３）家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域の役割や責任についてそれぞれが自覚し、地域全体で教育に取り組む体制を整えることにより、地域の教育力の向上を図ります。

（４）こどもを取り巻く有害環境対策の推進

各種メディア等への過度な依存による弊害について啓発するとともに、情報モラルに関する指導を推進します。

◆具体的事業◆

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
Ⅲ-1	家庭教育総合推進事業	各交流センターにおいて家庭教育学級を開催し、家庭における教育力の向上を図ります。また、家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、家庭教育推進協議会を開催します。	生涯学習課 各交流センター	(1) (3)
Ⅲ-2	福祉教育	思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	学校教育課	(1) (3)

第4章 施策の展開

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
Ⅲ-3	外国語教育支援事業	外国語指導助手の派遣により、外国語(英語)によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保し、外国語教育の充実を図ります。	総合教育センター	(2)
Ⅲ-4	情報教育推進事業、 学校ICT教育支援事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。 また、情報モラルに関する指導を実施します。	学校教育課 総合教育センター	(2) (4)
Ⅲ-5	読書教育推進事業、 学校図書館支援センター運営事業	学校司書を各校に配置するとともに、学校図書館について、読書支援センター、学習情報センターとしての機能向上を図り、調べ学習への取組など、読書教育の充実に努めます。	学校教育課 総合教育センター	(2)
Ⅲ-6	学校音楽鑑賞教室の 開催	市内小中学校で演奏会を開催することにより、優れた音楽鑑賞の機会を提供し、音楽に対する豊かな感性を育みます。	生涯学習課	(2)
Ⅲ-7	中学校体験活動推進 事業	自然の中での困難体験や生活体験を通じて、感動する心や協調性、思いやり、自主性・忍耐力を培い、心豊かでたくましい生徒を育成します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-8	小中学校基礎学力向 上支援教員配置事業	個人差の大きい計算の技能など個々に対応した支援を行うため、各校に市から小中学校基礎学力向上支援教員を配置します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-9	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-10	スクールカウンセラ ー活用事業	一人ひとりに寄り添った教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-11	学校評議員制度推進	地域に開かれた学校推進のため、学校評議員制度を市内全校で実施します。	学校教育課	(2)
Ⅲ-12	ブックスタート事業	親子の絆を深め、こどもの心の健やかな発達を支援するため、0歳児を対象にブックスタートパックを配付します。	中央図書館	(3)
Ⅲ-13	すきすき絵本タイム 事業	0歳からの乳幼児と保護者を対象に、ボランティアが個別に絵本の読み聞かせを行います。	中央図書館	(3)
Ⅲ-14	ねがたオープンキャンパス(ねこまろ)	地域の若者たちが仲間づくりをするとともに、地域の方々の協力を得て、根形小学校の児童を対象とした夏休みの学習支援、体験活動を行うなど、多世代交流を図ります。	根形交流センター	(3)
I-31 (再掲)	子どもを育む学校・ 家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課	(3)

基本目標Ⅳ 安心して子育てができる環境の整備

次代を担うこどもを含め、すべての市民が安心して暮らすことができるまちづくりが重要です。

地域において安心して子育てができるよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、こどもやその家族等が安心して遊ぶことができる場所づくりを進めます。

また、地域住民、関係機関等が連携して、こどもを交通事故や犯罪等の被害から守るとともに、被害に遭ったこどもの支援を推進します。

〔基本施策〕

（１）安全な道路交通環境の整備

通学路における道路改良工事及び交通安全対策工事を推進し、安全な道路交通環境の実現を図ります。

（２）安心して遊べる環境の整備

こどもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場等の整備に努めるとともに、屋内の遊び場、居場所の確保について取り組みます。

（３）こどもの交通安全を確保するための活動の推進

保育所(園)、幼稚園、小中学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教育指導、交通安全啓発活動に取り組み、総合的な交通事故防止対策を推進します。

（４）こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市、学校、警察等の関係機関や、防犯ボランティア団体が、情報を共有した上で、連携して防犯活動等に取り組みます。また、災害等からこどもを守るために、保育所(園)・幼稚園・学校等において定期的な避難訓練等を実施します。

（５）被害にあったこどもの支援の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けたこどもについて、学校等の関係機関と連携し、カウンセリングや保護者に対する助言など、きめ細かな支援を実施します。

第4章 施策の展開

◆具体的事業◆

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
IV-1	安全な道路交通環境の整備	通学路において、道路改良工事及び交通安全対策工事を実施し、安全、安心な歩行空間を整備します。	土木建設課	(1) (3)
IV-2	都市公園の整備	都市公園の適切な維持管理の実施により、良好な環境整備に努め、犯罪の防止を図ります。	都市整備課	(2)
IV-3	多様な居場所の確保【新規】	市内のこどもが安心して過ごせる多様な居場所、遊び場について、既存施設の活用も含め、確保を図ります。	子育て支援課 各交流センター 中央図書館	(2)
IV-4	交通安全教育指導事業	幼児、小・中学生に正しい交通ルールとマナーが身につくよう交通安全教室を実施します。	防災安全課	(3)
IV-5	交通安全啓発事業	警察や交通安全連絡協議会、木更津地区安全運転管理者協議会等関係団体と連携し、交通安全啓発活動を実施します。	防災安全課	(3)
IV-6	交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施	交通・防犯ボランティア等へ講習会等を開催し、知識の習得による人材の育成と組織活動を支援し、交通安全パトロールや防犯パトロールを実施します。	防災安全課	(4)
IV-7	各種パトロール(学校関連)	専門的な見地から学校の安全を支援するとともに、地域安全パトロール、学校安全パトロール等を実施します。	学校教育課 総合教育センター	(4)
IV-8	不審者情報の提供	不審者情報を市内子育て関係機関等に提供します。	学校教育課 保育幼稚園課	(4)
IV-9	子ども110番連絡所	緊急避難場所の確保のため、市内公共施設、商店、住宅等に「子ども110番連絡所」の設置拡大を図ります。	学校教育課	(4)
IV-10	小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助	小中学生のいる家庭の携帯型防犯ブザー購入に対して補助を行います。	学校教育課	(4)
IV-11	各種防犯講習・啓発	不審者対応訓練及びスクールサポーターによる防犯教室等を実施します。警察と連携して、小中学校等で防犯講習会を実施します。安全マップを活用します。	総合教育センター 防災安全課	(4)
IV-12	自主防災活動	保育所(園)、幼稚園、小中学校等において、各種防災マニュアルを策定し、避難訓練等を定期的に実施します。	学校教育課 保育幼稚園課	(4)
IV-13	被害にあったこどもに対する相談体制の強化	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあったこどもの心のケア、保護者のカウンセリング等につき、関係機関と連携し立ち直りを支援します。	子育て支援課	(5)
I-24 (再掲)	子どもの遊び場の適正管理等	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	子育て支援課	(2)
Ⅲ-9 (再掲)	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課	(5)
Ⅲ-10 (再掲)	スクールカウンセラー活用事業	一人ひとりに寄り添った教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課	(5)

基本目標Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進

核家族化が進行し、共働き世帯が増加する中で、保護者が仕事をしながら充実した子育てをするためには、育児休業制度等の多様な勤務体制、働き方改革を含めた職場の意識改革等が必要であるとともに、子育て家庭がライフスタイルにあった保育サービス等を選択し、利用できることが重要です。

このため、事業主や地域住民へ向けて広報・啓発に取り組むとともに、多様な働き方に対応した保育サービス基盤の充実を図ります。

〔基本施策〕

（１）仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

働き方改革や育児休業等の取得に係る情報提供や啓発活動を行うことと併せて、企業や事業主に対してワーク・ライフ・バランスに関する法律や制度、優良事例等に関する情報提供を行います。

また、男性の子育てや介護の参画を促進するための講座等を開催して意識啓発を図ります。

（２）仕事と子育ての両立のためのサービス基盤の整備

様々な保育サービスや放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な働き方に対応した子育て支援サービスの充実を図ります。

第4章 施策の展開

◆具体的事業◆

★は子ども・子育て支援事業計画、【新規】・【一部新規】は本計画より新たに位置づけられた事業

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
V-1	ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動	働き方の見直しや育児休業等の取得率向上に向けて、情報提供や啓発活動を行います。企業や雇用主に対し、法律や制度、優良事例等に関する情報提供を行います。	市民協働推進課 商工観光課	(1)
V-2	男性の子育て・介護の参画促進	男女が共に育児や介護をしながら働き続けることができるよう、男性の家庭生活への参画を促進するため、講座等を開催して意識啓発を図ります。	市民協働推進課	(1)
V-3	袖ヶ浦市役所の特定事業主行動計画の運用	特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭を両立する職場環境の整備を推進します。	職員課	(1)
I-4 (再掲)	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者と援助提供希望者が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するファミリー・サポート・センターを運営します。	子育て支援課	(2)
I-6 (再掲)	★病後児保育	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育幼稚園課	(2)
I-7 (再掲)	★病児保育	病気の回復期に至っておらず集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育幼稚園課	(2)
I-8 (再掲)	★一時預かり事業等	保護者の急な疾病などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所(園)において保育を行います。	保育幼稚園課	(2)
I-9 (再掲)	★こども誰でも通園制度【新規】	満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間まで保育を提供します。	保育幼稚園課	(2)
I-10 (再掲)	★放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、放課後の適切な遊びと生活の場を提供するため、民設放課後児童クラブへの助成と公設の放課後児童クラブの運営を行います。	子育て支援課	(2)
I-11 (再掲)	★放課後児童クラブの環境改善	児童数や申込数の動向を見据えながら、放課後児童クラブの新規整備を推進します。	子育て支援課	(2)
I-17 (再掲)	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育幼稚園課	(2)
I-20 (再掲)	★待機児童対策のための保育所等の整備	待機児童対策のため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課	(2)
I-21 (再掲)	★待機児童対策のための地域型保育事業の推進	待機児童対策のため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課	(2)

基本目標VI 配慮を必要とするこども・子育て家庭への支援体制の整備

すべてのこどもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等が保障されること等の権利を有しています。

こどもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべてのこどもが心身共に健やかに育成されるとともに、教育の機会が保障され、こども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするための施策を推進します。

〔基本施策〕

（１）児童虐待防止対策の充実

こども家庭センターが保育所（園）・幼稚園・学校等と緊密な連携をとり、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握と適切な支援への対応に努めるとともに、要支援児童及び要保護児童等への支援や児童虐待の予防等に包括的に取り組みます。

また、「要保護児童対策地域協議会」を組織し、児童虐待に係る情報の交換や、個別虐待ケースの解決方策の検討、啓発活動等に取り組むとともに、相談対応や援助技術の提供等により、相談体制の強化を図ります。

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子及び父子並びに寡婦福祉法等の趣旨を踏まえ、ひとり親家庭等の現状を把握しつつ、母子・父子自立支援員による自立支援相談の充実を図るとともに、きめ細かな福祉サービスの展開と各種手当等の経済的な支援に取り組みます。

（３）障がい児施策の充実

特別支援教員を全小中学校に配置し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育的支援を行います。

保育所（園）においては、公立・私立とも障がいの程度に応じて受け入れており、放課後児童健全育成事業においても受入れの拡充を図ります。

また、経済的負担の軽減を図るため、障がい児を対象とした在宅福祉サービスの提供等を行います。

（４）経済的に困難なこどもの支援

貧困を理由とした就学困難な児童生徒に対して学用品費の支給をするほか、こども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭のこども及び保護者を対象とした支援活動を行う団体を支援します。

第4章 施策の展開

◆具体的事業◆

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
VI-1	児童虐待に対する相談の充実	社会福祉士や家庭相談員等が相談に応じ、適宜訪問相談等を実施します。	子育て支援課	(1)
VI-2	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待対応のために法定協議会を設置し、代表者会議、実務者会議を定期的に開催するとともに、個別支援会議を随時開催します。児童相談所等の子育て関係機関との連携を図ります。	子育て支援課	(1)
VI-3	児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議による要保護児童の早期発見、早期対応に努めます。	子育て支援課	(1)
VI-4	民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止	地域情報の共有を図るため、定期的に会議を開催し、主任児童委員との連携を図ります。	子育て支援課	(1)
VI-5	ひとり親家庭等医療費等の助成	ひとり親家庭等の父母等や児童の医療費、調剤費等の全部又は一部を助成します。	子育て支援課	(2)
VI-6	母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談	ひとり親家庭の親等の自立就業相談等を実施します。	子育て支援課	(2)
VI-7	母子生活支援施設への入所	配偶者のない女子及び児童の監護が十分ではない場合や配偶者からの暴力により身の安全を脅かされた母子について母子生活支援施設等への入所を図ります。	子育て支援課	(2)
VI-8	発達障害児等療育支援事業	療育に関する相談支援や有資格者による心理、言語、運動機能に関する療育支援及び施設(保育所、幼稚園等)への巡回支援を実施します。	障がい者支援課	(3)
VI-9	巡回相談員の派遣	幼・保・小・中学校等を巡回し、特別に支援の必要な幼児、児童、生徒への指導内容、方法に関する助言を実施します。	学校教育課	(3)
VI-10	通級による指導	軽度の言語障害及びLDなどがある児童に、通級指導教室での指導を実施します。	学校教育課	(3)
VI-11	特別支援教員活用事業	通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症など、特別に支援が必要な児童生徒を支援するため、全小中学校に特別支援教員を配置します。	学校教育課	(3)
VI-12	特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する望ましい教育的支援を検討し、助言等を実施します。	学校教育課	(3)
VI-13	放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ	障がい児を受け入れた放課後児童クラブに補助金を加算します。	子育て支援課	(3)
VI-14	障がい児在宅福祉サービスの提供	障がいのあるこどもが住み慣れた地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの利用に向けた支援を実施します。	障がい者支援課	(3)
VI-15	要保護・準要保護児童生徒への援助費の支給	経済的理由で就学困難な児童生徒に学用品費等を支給します。	学校教育課	(4)

No.	事業名	事業内容	担当課	基本 施策
I -16 (再掲)	障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育幼稚園課	(3)
I -33 (再掲)	地域福祉活動団体支援事業	地域コミュニティの形成を目的として、地域のこども、その保護者及び地域住民等が食事を取りながら相互に交流を行う場を提供する市民活動団体等を支援します。	地域福祉課	(4)

第5章 教育・保育の内容と供給体制

1 教育・保育提供区域の設定

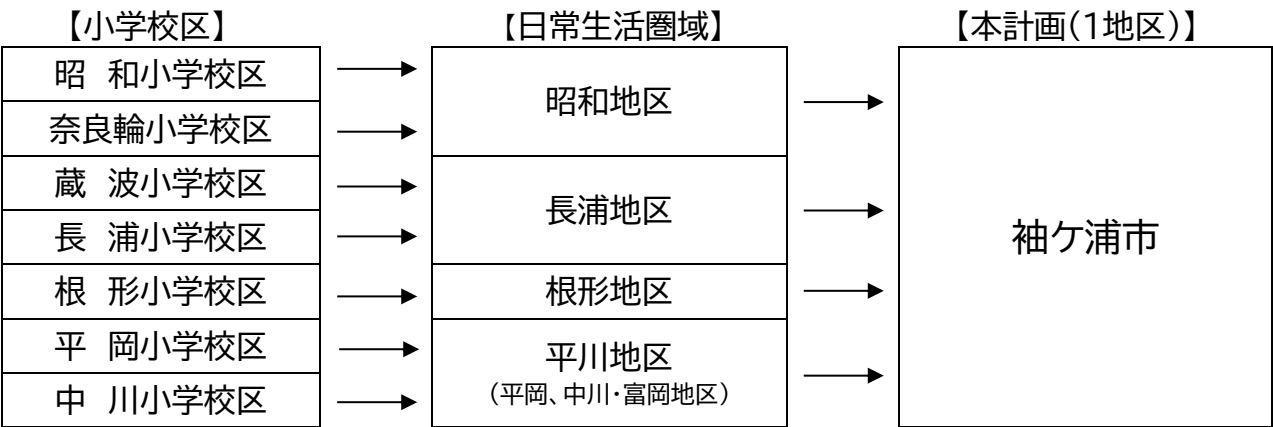
教育・保育提供区域については、子ども・子育て支援法第61条第2項に「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされています。

前期計画である「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)」においては、日常生活圏域等を踏まえ、昭和・長浦・根形・平川の4地区に区分して教育・保育サービスの提供体制等の現状を把握したうえで、今後の保育需要の増大に迅速かつ柔軟に対応するため、市内全域を一体とした提供区域を設定しました。

本計画においても、今後の人口動態の変化を見据え、引き続き市内全域を一体とした提供区域を設定とします。

袖ヶ浦市の教育・保育提供区域



2 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス

(1)対象事業

国が示す基本指針に即し、本計画において「量の見込み」及び提供体制の「確保の内容」「実施時期」を定めるべき事業は以下の項目です。

対象事業			市で該当する事業
■教育・保育			
(1)	教育標準時間認定	1号認定	幼稚園、認定こども園
(2)	保育認定①	2号認定	幼稚園、認定こども園
	保育認定②		保育所(園)、認定こども園
(3)	保育認定③	3号認定	保育所(園)、認定こども園、地域型保育
■地域子ども・子育て支援事業			
(1)	時間外保育事業		延長保育事業
(2)	放課後児童健全育成事業		放課後児童クラブ
(3)	子育て短期支援事業		ショートステイ、トワイライトステイ※
(4)	地域子育て支援拠点事業		子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放
(5)	一時預かり事業(幼稚園型)		幼稚園で実施している「預かり保育」
	一時預かり事業(その他の一時預かり)		保育所(園)で実施している「預かり保育」「休日保育」及び「ファミリー・サポート・センター」のうち5歳以下の利用
(6)	病児保育事業		病児保育、病児保育(体調不良児対応型)、病後児保育
(7)	子育て援助活動支援事業		「ファミリー・サポート・センター」のうち小学生以上の利用
(8)	利用者支援事業		利用者支援事業
(9)	妊婦に対する健康診査		妊婦健康診査
(10)	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等		乳児家庭全戸訪問事業
(11)	子育て世帯訪問支援事業		産前産後ヘルパー派遣事業
(12)	親子関係形成支援事業		ラクイクセミナー
(13)	妊婦等包括相談支援事業		妊婦等包括相談支援事業
(14)	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		こども誰でも通園制度(令和8年度より開始)
(15)	産後ケア事業		産後ケア事業
(16)	実費徴収に係る補足給付事業		副食材料費等の補助

※ トワイライトステイについて、国の手引きでは「一時預かり事業 その他」に含むこととしていますが、本市ではショートステイとトワイライトステイを「子育て短期支援事業」として実施していることから、本事業で量の見込み等を算出します。

※ 上記事業のうち(8)～(16)はニーズ調査に基づき量の見込みを算出するものではなく、国の動向や市の実績を踏まえて今後の方向性を明記します。

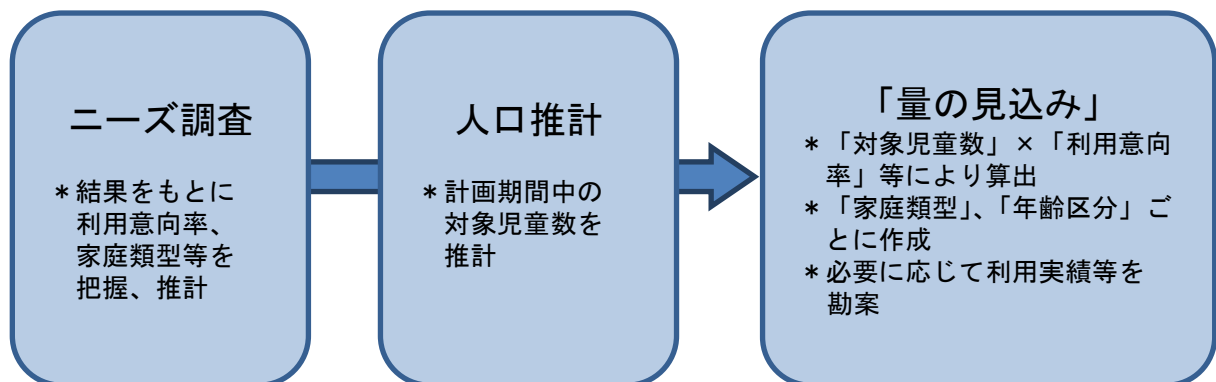
(2) 量の見込みの算出方法

子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成する必要があります。

「量の見込み」の算出にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、令和5年度に「袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査(ニーズ調査)」を行い、国から示されている「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に準じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行っています。

ただし、国が示す方法は、ニーズ調査結果から全国一律に推計値を算出するものであることから、市の実情と乖離することもあるため、それらのサービスについては、必要に応じて利用実績等を勘案するなどの方法を通じて量の見込みを算出します。

量の見込み算出のイメージ



3 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1)教育・保育認定

①保育の必要性に応じた支給認定

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります(子ども・子育て支援法第19条等)。

この認定については以下の3通りとなります。

教育・保育の認定区分

認定区分	給付内容	施設・事業
○1号認定 満3歳以上の幼児期の学校教育のみの就学前子ども (保育の必要性なし)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
○2号認定 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園
○3号認定 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育短時間 保育標準時間	保育所(園) 認定こども園 小規模保育等

②保育の必要性の認定における就労下限時間の設定

保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます。

本市では、保育短時間認定における就労時間の下限の設定について、これまでの利用状況を踏まえ、本計画期間中では64時間としています。

(2)各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

ニーズ調査及び人口推計等を元に算出した、各年度の教育・保育の量の見込み及び確保方策は以下のとおりです。

単位:人

	年齢		0歳児	1・2歳児	3～5歳児	
	認定		3号認定		2号認定	1号認定
令和7年度	推計児童数		502	1,038	1,761	
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	82	617	959	525
		(保育利用率)	16.3%	59.4%	54.5%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	435
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	96		
	確保方策合計(B)		188	620	1,060	775
	差(B-A)		106	3	101	250
令和8年度	推計児童数		514	1,022	1,774	
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	84	634	997	512
		(保育利用率)	16.3%	62.0%	56.2%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	115		
	確保方策合計(B)		188	639	1,060	565
	差(B-A)		104	5	63	53
令和9年度	推計児童数		499	1,056	1,662	
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	82	658	964	464
		(保育利用率)	16.4%	62.3%	58.0%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
	確保方策合計(B)		188	658	1,060	565
	差(B-A)		106	0	96	101
令和10年度	推計児童数		506	1,052	1,658	
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	83	658	992	448
		(保育利用率)	16.4%	62.5%	59.8%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
	確保方策合計(B)		188	658	1,060	565
	差(B-A)		105	0	68	117
令和11年度	推計児童数		490	1,020	1,616	
	量の見込み	必要利用定員総数(A)	80	638	998	423
		(保育利用率)	16.3%	62.5%	61.8%	
	確保方策	特定教育・保育施設	156	524	1,060	225
		特定教育・保育施設以外の幼稚園				340
		特定地域型保育事業	32	134		
	確保方策合計(B)		188	658	1,060	565
	差(B-A)		108	20	62	142

(3)確保方策の考え方

令和4年9月に策定した平川地区幼児教育・保育施設整備計画に基づき、令和7年4月において、平川地区に私立の幼保連携型認定こども園が開設予定です。園内には、子育て支援センターが併設され、子育て親子が気軽に集い、交流できる地域の子育て支援拠点となります。

これに伴い、令和7年3月末をもって公立の吉野田保育所が閉所となり、また、令和8年3月末をもって公立の中川幼稚園が閉園となります。

これらの定員の異動を踏まえ、第3期計画期間中の教育・保育の確保方策の考え方は次のとおりです。

① 3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）【0歳児、1・2歳児】

3号認定の0歳児、1・2歳児については、市内の保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業所等において受入れを行います。

保育ニーズの伸びが見込まれる1・2歳児の利用定員の確保方策として、計画期間中において、新たな小規模保育事業所等の整備を推進するほか、既存施設の定員見直しや保育士確保により、受入可能人数の拡充を図ります。

② 2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）【3～5歳児】

2号認定の3～5歳児については、市内の保育所(園)、認定こども園において受入れを行います。計画期間中において、新たな施設整備等の予定はありませんが、保育施設の利用率は上昇傾向にあることから、各施設の受入れ状況を注視してまいります。

③ 1号認定（学校教育を希望し認定を受けた就学前子ども）及び2号認定（学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども）【3～5歳児】

1号認定及び学校教育の利用希望が強い2号認定の3～5歳児については、市内の幼稚園、認定こども園において受入れを行います。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用意向率と利用実績が大きく乖離していたため、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○現在、家庭的保育(みらいっ子るーむ)を除くすべての保育所(園)、認定こども園、小規模保育で実施しています。令和7年度から令和11年度にかけて施設の整備・開設を見込んでいることから、提供保育施設は増加する予定です。

○引き続き年度ごとの利用状況を注視しながら適切な事業の実施に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人(年間の実利用者数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1,022	1,025	996	996	968
確保方策(B)	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
差(B-A)	8	5	34	34	62

(2)放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余剰教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

- 放課後児童健全育成事業については、市内の小学校区(7校区)ごとに実施されています。
 - 低学年と高学年を合わせた市内全体のニーズは横ばいか微増傾向にあり、量の見込みについては、国が示した方法に従って算出したニーズ量から、学校区ごとに利用実績の推移を勘案して補正し、算出しました。
 - 奈良輪小学校区の利用児童数が増加傾向にあるため、児童数増加が見込まれる奈良輪小学校区に新たな放課後児童クラブを整備するとともに、利用定員の拡大を検討しながら対応していきます。今後の施設整備については、年度ごとの申込状況の推移を勘案しつつ各小学校区の利用ニーズから検討していきます。
- また、昭和小学校区は量の見込みが確保数を上回っているものの、令和11年度に向けて減少傾向となる見込みであるため、各年度の利用者数を注視しながら、面積基準等を考慮した弾力的な定員の受入れにより対応します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位:人(月当たりの実利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	327	260	292	248	261
	2年生	247	312	249	278	237
	3年生	225	213	269	216	241
	4年生	168	178	168	213	172
	5年生	81	103	111	104	128
	6年生	62	55	71	75	73
	合計(A)	1,110	1,121	1,160	1,134	1,112
確保方策(B)		1,168	1,218	1,218	1,218	1,218
差(B-A)		58	97	58	84	106

(注)小学校区別の量の見込みの合計

〔提供区域別の量の見込みと確保方策〕

単位：人(月当たりの実利用者数)

昭和小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	52	45	59	47	45
	2年生	49	48	42	55	44
	3年生	51	44	44	38	50
	4年生	32	39	34	34	29
	5年生	22	19	24	21	21
	6年生	14	12	10	13	11
	合計(A)	220	207	213	208	200
確保方策(B)		203	203	203	203	203
差(B-A)		▲17	▲4	▲10	▲5	3

単位：人(月当たりの実利用者数)

奈良輪小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	111	88	101	87	90
	2年生	73	110	87	100	86
	3年生	59	60	91	72	83
	4年生	45	44	45	69	54
	5年生	8	25	25	25	35
	6年生	9	6	19	17	19
	合計(A)	305	333	368	370	367
確保方策(B)		320	370	370	370	370
差(B-A)		15	37	2	0	3

単位：人(月当たりの実利用者数)

蔵波小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	96	72	77	71	74
	2年生	82	92	69	74	68
	3年生	58	70	78	59	63
	4年生	59	48	58	64	49
	5年生	21	40	32	39	43
	6年生	22	16	31	25	30
	合計(A)	338	338	345	332	327
確保方策(B)		345	345	345	345	345
差(B-A)		7	7	0	13	22

第5章 教育・保育の内容と供給体制

単位：人(月当たりの実利用者数)

長浦小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	28	22	25	22	23
	2年生	21	24	19	21	19
	3年生	29	20	23	18	20
	4年生	13	24	16	19	15
	5年生	15	8	15	10	12
	6年生	5	10	5	10	7
	合計(A)	111	108	103	100	96
確保方策(B)		120	120	120	120	120
差(B-A)		9	12	17	20	24

単位：人(月当たりの実利用者数)

根形小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	14	14	10	11	10
	2年生	8	14	14	10	11
	3年生	9	8	14	14	10
	4年生	11	7	6	11	11
	5年生	3	6	4	3	6
	6年生	3	2	3	2	2
	合計(A)	48	51	51	51	50
確保方策(B)		60	60	60	60	60
差(B-A)		12	9	9	9	10

単位：人(月当たりの実利用者数)

平岡小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	10	7	8	4	6
	2年生	9	8	6	6	3
	3年生	7	7	6	5	5
	4年生	4	5	5	4	4
	5年生	1	2	3	3	2
	6年生	3	1	1	2	2
	合計(A)	34	30	29	24	22
確保方策(B)		60	60	60	60	60
差(B-A)		26	30	31	26	28

単位：人(月当たりの実利用者数)

中川小学校区		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	16	12	12	6	13
	2年生	5	16	12	12	6
	3年生	12	4	13	10	10
	4年生	4	11	4	12	10
	5年生	11	3	8	3	9
	6年生	6	8	2	6	2
	合計(A)	54	54	51	49	50
確保方策(B)		60	60	60	60	60
差(B-A)		6	6	9	11	10

(3)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、令和7年度から令和11年度にかけて利用意向が横ばいだったものの、実績値と大きく乖離していることから利用実績及び推計児童数にて補正し、量の見込みを算出しました。

○現在、児童養護施設1か所と母子生活支援施設1か所の計2か所でショートステイ及びトワイライトステイを実施しており、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいますが、引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切に事業を実施していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位:人日(年間延べ利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	ショートステイ	18	17	17	17	17
	トワイライトステイ	5	4	4	4	4
	合計(A)	23	21	21	21	21
確保方策	ショートステイ	18	18	18	18	18
	トワイライトステイ	5	5	5	5	5
	合計(B)	23	23	23	23	23
差(B-A)		0	2	2	2	2

(4)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用意向率が低く、利用実績と大きく乖離があるため、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○地域子育て支援拠点事業については、令和7年度から子育て支援センターを7か所、なかよし広場を3か所で実施予定です。近年の傾向として、利用者数は微増で推移していくことが想定されており、現状の供給体制で充足できるものと見込んでいます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日（年間延べ利用者数）、か所

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		19,565	19,507	19,736	19,766	19,160
確保方策 (利用者数)	子育て支援センター	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
	なかよし広場	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	合計(B)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
確保方策 (箇所数)	子育て支援センター	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所
	なかよし広場	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	合計	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
差(B-A)		435	493	264	234	840

(5)一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量は、市の利用実績と大きく乖離した過大な推計であると想定されるため、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○量の見込みは児童数の減少等の理由により横ばいか減少傾向にあります。

○現在、長浦地区の私立幼稚園2か所で在園児を対象とした一時預かり事業を実施しており、現状の供給体制で量の見込みは充足できるものと見込んでいます。今後新たな幼稚園の整備は予定されていないため、既設の幼稚園での事業実施を継続していき、幼稚園等の保護者のニーズに応じて事業の検討を行います。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日(年間延べ利用者数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	10,871	10,953	10,260	10,236	9,978
確保方策(B)	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
差(B-A)	129	47	740	764	1,022

②一時預かり(その他の一時預かり)

保育所(園)で実施している一時預かりや休日保育、登録した会員が利用できるファミリー・サポート・センターのうち、5歳以下の預かり保育に係る利用等の事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、認定こども園等を定期的に利用する児童も対象となるなど、過大なニーズが算出されることから、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○現在の供給体制は、一時預かりが6か所(余裕活用型を除く)、休日保育が2か所、ファミリー・サポート・センターが1か所となっており、量の見込みは充足できるものと見込んでいますが、今後の利用状況などをみながら、新たに開設する施設での一時預かり事業や休日保育事業の実施について検討していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日(年間延べ利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		3,479	3,489	3,390	3,389	3,295
確保方策	一時預かり	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
	休日保育	90	90	90	90	90
	ファミリー・サポート・センター	160	160	160	160	160
	合計(B)	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550
差(B-A)		71	61	159	161	255

(6)病児保育事業

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、認定こども園等を定期的に利用する児童も対象となるなど、過大なニーズが算出されることから、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○保育所に入所している児童が利用できる病児保育(体調不良児対応型)が、令和4年度より新たに実施されるようになりました。

○現在、病後児保育は2か所、病児保育は1か所、病児保育(体調不良児対応型)は3か所で実施しており、量の見込み及び確保方策は、病後児保育、病児保育は利用できる定員数及び開設日数で見込み、病児保育(体調不良児対応型)は該当の保育所の利用希望者が利用できるものとして見込んでいます。引き続き年度ごとの利用状況をみながら適切な事業の実施に努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位:人日(年間延べ利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	病後児保育	153	151	149	146	144
	病児保育	20	19	19	19	18
	合計(A)	173	170	168	165	162
確保方策(B)		3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
差(B-A)		2,947	2,950	2,952	2,955	2,958

単位:人日(年間延べ利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	病児保育(体調不良児対応型)	358	352	347	341	337
確保方策(B)		358	352	347	341	337
差(B-A)		0	0	0	0	0

(7)子育て援助活動支援事業(就学後)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業(ファミリー・サポート・センター事業)です。ここでは、就学児を対象として量の見込みと確保方策を設定します。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国が示した方法に従って算出したニーズ量では、利用意向がみられなかったものの、毎年度一定数の利用者があることから、利用実績及び推計児童数から量の見込みを算出しました。

○市が運営するファミリー・サポート・センターで、「子育ての援助を受けたい方」(利用会員)と「子育ての援助を行いたい方」(提供会員)のマッチングを図ることにより、地域における有償の相互援助活動を実施していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人日(年間延べ利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	201	189	185	171	176
	高学年	55	55	56	56	54
	合計(A)	256	244	241	227	230
確保方策(B)		300	300	300	300	300
差(B-A)		44	56	59	73	70

(8)利用者支援事業

こども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○令和6年度からすべてのこどもとその家庭、そして妊産婦に対して、切れ目のない支援を提供することを目的としたこども家庭センターを新たに設置しました。量の見込みについては、令和6年度現在の実績である基本型とこども家庭センター型のそれぞれ2か所としています。今後も妊娠から出産、子育てにおけるそれぞれの段階に対応した相談や支援を行い、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：か所

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型※1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型※2	1	1	1	1	1
	合計(A)	2	2	2	2	2
確保方策	基本型※1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型※2	1	1	1	1	1
	合計(B)	2	2	2	2	2

※1 基本型：専任職員(利用者支援専門員)を1名以上配置

※2 こども家庭センター型：母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

(9)妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、母子健康手帳発行時に14回分の妊婦健診の受診券を発行し、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○量の見込みについては、利用実績及び将来人口推計から算出しました。

○定期的な妊婦健診の啓発を行うことにより、全数の保健指導を目指します。

〔量の見込みと確保方策〕

市全域		単位：人、回				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	582	597	579	587	569
	延べ受診回数	5,873	6,018	5,838	5,920	5,740
確保方策		実施体制：県内医療機関（産婦人科・助産院など）、県外受診の場合は償還払い対応 検査項目：基本的な妊婦一般健康診査ほか 実施時期：妊娠8週から39週				

(10)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○量の見込みについては、各年度の0歳児の推計人口に対して近年の利用実績を乗じて見込みました。

○新生児訪問として、生後2か月までに保健師・助産師が対象家庭を訪問し、必要な保健指導を行います。また、新生児訪問の期間に対象者の都合等により訪問がかなわなかった場合については、生後4か月までに主任児童委員による訪問を実施します。

○今後も、対象者全数の訪問を目標として、異常の早期発見や新生児の療育上必要な発育、栄養、疾病予防等について訪問指導を行います。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	保健師・助産師による訪問	453	464	450	456	442
	主任児童委員による訪問	15	15	14	15	14
	合計	468	479	464	471	456
確保方策		実施体制：保健師・助産師、主任児童委員				

(11)子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○量の見込みについては、近年の利用実績を基にヘルパー回数及び利用者数を見込みました。

○妊娠期又は産後期において、産前産後ヘルパーが家事、子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育ての援助を行います。

○妊娠届等の際の周知を継続するとともに、必要な時にサービスを提供できる体制を維持すること等により、子育て家庭、妊産婦等の不安や負担を軽減します。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人、回

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	ヘルパー訪問回数	370	370	380	380	380
	利用者数	32	32	33	33	33
確保方策	利用者数	32	32	33	33	33

(12)親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方や知識を身に着けるため、講義やグループワーク等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成を支援する事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○こども家庭センターにおいて、発育や発達に応じ、親のして欲しいことや気持ちを上手く伝える方法等、楽しく子育てをするコツについて、一緒に考え、学ぶことができる子育て・しつけ教室（ラクイクセミナー）を開催します。平日は1クール全4回、年間4クール実施します。

○量の見込み及び確保方策は、上記日程セミナーの開催予定と令和5年度の利用者実績を基に見込みました。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：回、人

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	開催数	16	16	16	16	16
	参加者数	20	20	20	20	20
確保方策	参加者数	20	20	20	20	20

(13)妊婦等包括相談支援事業

妊婦、配偶者等に対して妊娠中に2回、産前産後に1回面談等を実施し、妊娠中から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための相談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進をする事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○こども家庭センターで妊婦等に対して少なくとも3回面談等を実施します。

○量の見込み及び確保方策は、国の手引きに基づき、妊婦届出数の推計値に相談回数の3回を乗じて算出しました。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人、回

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	対象者数	582	597	579	587	569
	面談回数	1,746	1,791	1,737	1,761	1,707
確保方策	面談回数	1,746	1,791	1,737	1,761	1,707

(14)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の保育所等を利用していないこどもを月一定時間の範囲で、保育所等で預かりを行う事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○全国自治体で令和8年度から本格実施予定の新制度で、実施する教育・保育施設の選定が必要となります。

○量の見込み及び確保方策は、国の手引きに基づき、令和8年度、令和9年度は月一人当たりの利用時間を3時間、令和10年度以降は月一人当たり10時間として量の見込み(必要定員数)を算出し、確保方策は見込みに対応できるよう算出しました。

○保育ニーズの充足を優先としつつ、既存の教育・保育施設を活用して実施事業者の確保を行っていきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位:人日(延べ人数)

市全域	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		12	12	37	34
確保方策		12	12	37	34

(15)産後ケア事業

産後1年未満までの母親と乳児に、医療機関等において心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を受けていただくことで、産後における心身の不調、育児への不安等の解消につなげるための事業です。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○国の手引きに基づき、量の見込みを算出しました。なお、委託先の産科医療機関や助産師会の状況により受入数が変わるため、確保方策は令和5年度の受入実績を基に見込みました。

○利用ニーズを充足できる体制を確保できるよう委託先の医療機関等と連携して実施していきます。

〔量の見込みと確保方策〕

単位：人、人日（年間延べ利用者数）

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	産婦数	582	597	579	587	569
	延べ利用者数	20	20	20	20	20
確保方策	延べ利用者数	42	42	42	42	42

(16)実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である保護者のこどもが、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園で食事の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき副食材料費に対して、全部又はその一部を補助します。

〔量の見込み、確保にあたっての考え方〕

○基本指針による参酌標準はありませんが、利用者支援事業の実施や教育・保育の支給認定を行う際に、利用者のニーズを適切に把握するように努めます。

〔量の見込みと確保方策〕

- 令和元年10月から副食材料費の補助を実施しています。
- 子ども・子育て支援新制度に移行していない、幼稚園を利用する保護者の所得や世帯の状況を確認するとともに、施設を通して事業の啓発を行います。

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制

幼児期の教育・保育は、次代を担うこどもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割があり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、こどもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、増加する保育ニーズに対応するため、第5章の3「教育・保育の量の見込みと提供体制」における確保方策の考え方に基づき、施設整備を進めていきますが、近年の傾向として児童数の減少に対して保育所の利用率は増加し、幼稚園の利用率は減少していることから、幼稚園、認定こども園それぞれの施設の特性を活かしつつ円滑に児童を受け入れる体制の構築を図ります。

また、認定こども園・幼稚園・保育所も含めた各施設間の情報共有や交流活動などの実施、認定こども園・幼稚園・保育所等から小学校への滑らかな接続のためのカリキュラムの活用など、より多面的な連携に努めていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園の利用料等、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付について引き続き、着実に進めてまいります。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と緊密に調整を行い、連携を図ります。

7 放課後児童対策

(1)放課後児童対策について

放課後児童対策では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充のため、「新・放課後子ども総合プラン」により、学校施設の活用や放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携促進が図られてきました。当該プランは、令和5年度末に終了しましたが、その理念や目標等を踏まえ、令和5～6年度の取組をまとめた「放課後児童対策パッケージ」を活用し、放課後児童対策の一層の強化が図られてきました。

本市においては、これまでの放課後児童対策の趣旨を踏まえ、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めるものとし、連携型※1又は校内交流型※2の整備を推進します。

- ※1 連 携 型：放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの
- ※2 校内交流型：「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの

(2)袖ヶ浦市行動計画

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

児童数増加が見込まれる奈良輪小学校区に新たな放課後児童クラブを整備するとともに、利用定員の拡大も検討しながら、今後も申し込みに対して適切に対応できる環境を整えます。

〔量の見込みと確保方策【再掲】〕

単位：人(月当たりの実利用者数)

市全域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	327	260	292	248	261
	2年生	247	312	249	278	237
	3年生	225	213	269	216	241
	4年生	168	178	168	213	172
	5年生	81	103	111	104	128
	6年生	62	55	71	75	73
	合計(A)	1,110	1,121	1,160	1,134	1,112
確保方策(B)		1,168	1,218	1,218	1,218	1,218
差(B-A)		58	97	58	84	106

(注)小学校区別の量の見込みの合計

② 連携型・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

奈良輪小学校区は、令和8年度において校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の試行実施を開始し、令和10年度中に試行実施の効果を検証して、その後の実施の方向性を検討します。

昭和小学校区、長浦小学校区は、令和11年度において引き続き校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施することを目標とします。

根形小学校区は令和7年度中に校内交流型での試行実施の結果を検証し、その後の実施の方向性を検討します。

その他の小学校区については利用者のニーズに基づいて計画的に推進します。

③ 放課後子ども教室の実施計画

・令和8年度 奈良輪小学校区で校内交流型の試行実施

・令和10年度 奈良輪小学校区での校内交流型の試行実施結果の検証

その他の小学校区については、放課後子ども教室を安全に運営できるスタッフの確保と、児童の安全確保に係る環境を整備し、利用者のニーズに基づいて計画的に推進します。

※放課後等に学校の教室等を利用する体験型学習等についても、この整備における放課後子ども教室とみなします。

④ 連携型、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図り、実施内容等の調整を行いながら、こどもたちのニーズに沿った一体的な運営を推進するため、運営委員会を設置します。実施にあたっては、放課後児童クラブの放課後児童支援員と放課後子ども教室のコーディネーターとが活動内容の検討や情報共有を行うために、小学校区ごとの定期的な打ち合わせの場を設けます。

また、放課後子ども教室を実施する際には、安全に児童が移動できるよう、環境を整えます。

⑤ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用について、関係部署と連携を図ります。

また、放課後子ども教室の実施に当たり、学校等との連携を図り、体育館、校庭等の一時利用について協議します。

⑥ 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る連携方策

教育委員会と子育て部局を中心に情報の共有化等に努めるとともに、市の関係各課、関係機関等との連携により、一体的、総合的な放課後児童対策を推進します。

⑦ 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応

放課後児童クラブについては、障がい児の受入れを実施しており、放課後子ども教室においても、活動を希望する児童の受入れを促進します。

また、ひとり親家庭や生活保護世帯等に対して、放課後児童クラブ運営事業者が減免した利用料金の助成を行うことにより経済的支援を行います。

⑧ 放課後児童クラブの役割を更に向上させていくための方策

事業の実施主体である子育て部局が、放課後児童クラブの支援員を対象とした研修を実施し、支援員の資質向上を図ることにより、社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」としての放課後児童クラブの役割を更に向上させていきます。

第6章 計画の推進体制

1 計画推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯などの様々な施策分野にわたります。このため、こども施策に関わる関係部課間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、計画の策定にあたっては、市民の代表、学識経験者、関係機関等によって構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」に審議を諮り、計画策定後は、同会議において、各年度における計画の進捗状況の把握・点検と、子育て支援についての問題提起・提案を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させていきます。

2 関係機関との連携強化

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、産業経済など、庁内の様々な関係課にわたること、また、5年間の計画的な取組みが必要であることから、市内の子育て支援に関わる団体や児童相談所、保健所、教育機関、警察などとの連携を強化するとともに、庁内の連絡・調整に取り組んでいきます。

3 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定、変更にあたっては、広報紙、ホームページにより、広く市民に周知するとともに、進捗状況についても毎年、公表するものとします。

4 事務・事業評価と事業の見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要です。

本計画を推進する関係課が中心となり、毎年度実施する「子育てアンケート」による市民意識の経年的変化を踏まえ、個別事業の毎年の進捗状況を点検・評価し、これを公表します。その結果を基に、PDCAサイクルでより効率的で効果的な施策の推進を目指します。

資料編

1 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例

(平成 25 年9月 27 日条例第 30 号)

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議(以下「子育て支援会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)の規定に基づく市町村行動計画に関して審議し、意見を述べること。
- (5) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること。

(組織)

第3条 子育て支援会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 事業主
- (6) 労働者
- (7) 子どもの保護者
- (8) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て支援会議に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、子育て支援会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て支援会議の会議(以下この条及び第8条において「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て支援会議の庶務は、市民子育て部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則(略)

2 袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会設置要領

(設置)

第1条 一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための施策及び事業を体系的に盛り込み、計画的に実施することを目的とし、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)に基づく次世代育成支援行動計画を子育て応援プランとして一体的に策定するにあたり、検討及び調整を行うため、袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画策定に係る検討及び調整に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員会の委員長は、市民子育て部長をもって充てる。

3 委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民子育て部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年5月 28日から施行する。

(失効)

- 2 この要領は、令和7年3月 31 日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

- (1) 市民子育て部長
- (2) 企画政策課長
- (3) 財政課長
- (4) 職員課長
- (5) 資産管理課長
- (6) 防災安全課長
- (7) 市民協働推進課長
- (8) 健康推進課長
- (9) 地域福祉課長
- (10) 障がい者支援課長
- (11) 高齢者支援課長
- (12) 保育幼稚園課長
- (13) 商工観光課長
- (14) 都市整備課長
- (15) 土木管理課長
- (16) 土木建設課長
- (17) 教育総務課長
- (18) 学校教育課長
- (19) 生涯学習課長
- (20) スポーツ振興課長

3 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議委員名簿

任期:令和6年4月1日～令和7年3月31日

No	氏名	所属等
◎ 1	中島 緑	清和大学短期大学部
2	加藤木 好美	千葉県君津健康福祉センター地域保健課
3	高梨 勝智	木更津警察署 生活安全課
4	中村 和博	千葉県君津児童相談所
5	塚本 勝彦	袖ヶ浦市自治連絡協議会
6	本田 とよ子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 民生委員児童委員
○ 7	齊藤 智枝	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
8	藤田 桂子	子ども発達支援センター たのしみ
9	大久保 和佳奈	NPO法人子どもるーぶ袖ヶ浦
10	杉谷 乃百合	子育て支援センターぱる(昭和保育園)
11	渡邊 政彦	袖ヶ浦市小中学校教頭会
12	神崎 保	袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園
13	武井 千尋	みどりの丘保育園
14	門井 祐介	放課後児童クラブ(有限会社すみれ福祉会)
15	大熊 賢滋	袖ヶ浦市商工会
16	細谷 由子	JAきみつ女性部袖ヶ浦支部
17	馬場 武敏	連合千葉南総地域協議会
18	大塚 紗代	保護者推薦委員
19	田畑 絢子	保護者推薦委員
20	佐藤 弘之	公募

◎:会長 ○:副会長

4 計画の策定経緯

年月日	策定経緯・検討事項
令和6年1月18日 ～1月31日	袖ヶ浦市子ども・子育て支援に関するアンケート調査(ニーズ調査)の実施
5月20日	令和6年度 第1回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)子ども・子育て支援施策について (2)子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査結果報告について (3)その他
6月3日～7月5日	令和6年度子育てアンケート調査の実施 ※毎年度同時期に実施
7月23日	令和6年度 第1回袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会 (1)袖ヶ浦市子育て応援プランの策定について (2)子どもと子育て家庭を取り巻く状況について (3)子育て応援プランの進捗状況と今後の課題について
7月25日	令和6年度 第2回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)の進捗状況報告等について (2)私立幼稚園の新制度移行について (3)子育て応援プラン(第3期)の策定について
9月27日	令和6年度 第2回袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会 (1)次期計画の骨子案について (2)量の見込みについて (3)次世代育成支援行動計画事業作成について (4)その他
10月28日	令和6年度 第3回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)子育てアンケートの結果について (2)次期計画の骨子案について (3)次世代育成支援行動計画に係る計画事業について (4)教育・保育の量の見込み及び定員等の確保方策について (5)その他
11月12日	令和6年度 第3回袖ヶ浦市子育て応援プラン検討委員会 (1)袖ヶ浦市子育て応援プラン(案)について (2)その他
12月18日	令和6年度 第4回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)袖ヶ浦市子育て応援プラン(案)について (2)その他
月 日～ 月 日	袖ヶ浦市子育て応援プラン(第3期)(案)に関するパブリックコメントの実施
令和7年 月 日	令和6年度 第5回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 (1)パブリックコメントの結果について (2)特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について (3)その他

袖ヶ浦市
子育て応援プラン(第3期)
〔次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画〕
令和7(2025)年3月

発行 袖ヶ浦市

企画・編集 袖ヶ浦市 市民子育て部 子育て支援課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

TEL:0438-62-3286

FAX:0438-62-3877
